

特別職報酬等審議会
令和3年度 資料集

目次

項目	開始 ページ
○ 令和2年度答申書	1
○ 令和2年度答申に際しての意見具申	3
令和3年人事院給与勧告の骨子	6
○ 一般職員の給与改定率等及び国公指定職俸給表の推移	7
○ 特別職の給料月額及び議員の報酬額並びに特別職の退職手当額の推移	8
○ 特別職と一般職最高者との給与月額比較及び年間給与額の推移	9
○ 議員の年間報酬額の推移	9
○ 市議会の本会議及び各委員会の開催状況	10
○ 消費者物価指数及び財政指数に係る用語解説	11
○ 歳入歳出決算額調 普通会計及び一般会計(平成28年度～令和2年度比較)	12
○ 健全化判断比率等について	14
○ 類似団体の各市の財政状況(令和元年度普通会計決算)その1～4	16
○ 府内の各市の財政状況(令和元年度普通会計決算)その1～2	20
○ 類似団体の各市の状況(特別職及び議員)	22
○ 府内の各市の状況(特別職及び議員)	28
○ 類似団体の主要項目の順位(人口、職員数、議員実数)	31
○ 類似団体の主要項目の順位(ラスパイレス指数、財政力指数、経常収支比率)	32
○ 類似団体の主要項目の順位(個人市民税について)	33
○ 類似団体の主要項目の順位(議長、副議長、議員の報酬月額)	34
○ 類似団体の主要項目の順位(市長の4年任期内収入)	35
○ 類似団体の主要項目の順位(副市長の4年任期内収入)	37
○ 類似団体の主要項目の順位(教育長の3年任期内収入)	39
○ 特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について	41
○ 宇治市附属機関設置条例(抜粋)	42
○ 宇治市特別職報酬等審議会規則	43
○ 地方自治法(抜粋)	44
○ 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例(抜粋)	45
○ 特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例(抜粋)	47
○ 宇治市議会基本条例(抜粋)	49
○ 宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(抜粋)	55

令和2年11月10日

宇治市長 山 本 正 様

宇治市特別職報酬等審議会
会 長 小 長 谷 敦 子



宇治市議会議員の議員報酬の額並びに宇治市長、
副市長及び教育長の給料の額について（答申）

令和2年10月8日付2宇市人第578号にて諮問を受けた標記の件について、審議を重ね慎重に検討しました結果、全委員の一致をもって下記の額が妥当との結論に達しましたので、ここに答申をいたします。

記

区 分	報酬等月額（円）
議長	635,000
副議長	585,000
議員	535,000
市長	1,075,000
副市長	895,000
教育長	785,000

※上記の額は、それぞれの報酬又は給料を定める
条例の本則の額と同額です。

審議経過等について

本審議会は、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）の職務と職責、他都市の状況、一般職の給与の動向等を総合的に考慮するという基本的な考え方にに基づき、審議にあたっております。その上で、本年におきましても、本市の財政状況や今後の見通し、府内各市及び類似団体等における財政指標等の状況や任期内収入を見据え、さらに、これまでの市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額の改定状況などの各種の関係資料等を基に検討いたしました。また、新型コロナウイルス感染症に対応する各種施策の状況や人口ビジョンを踏まえた宇治市第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括の状況等についても厳正かつ公正な見地から議論を重ね、この度、一定の結論に至りました。

市議会議員及び特別職は、ますます複雑多様化する市民ニーズに迅速な対応が求められ、限られた財源の中で、質の高い政策や市民サービスを実行することにより、安全・安心なまちづくりはもとより、より豊かな地域社会や満足度の高い市政運営が求められるなどの重責を負われているところです。

そうした中、市議会議員及び特別職の報酬等の額は、類似団体等と比較しても概ね適正な水準であること、本年の人事院勧告では国の指定職の給料の改定が行われないこと等から、報酬等を積極的に改定するような環境にないと考えているところです。

このような検討の結果、市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額は、据え置くことが妥当であると判断いたしました。

また、特別職が、平成30年4月から条例本則の月額より、市長10%、副市長8%、教育長7%の給料減額措置を実施されていることにつきましては、市長等が率先垂範して身を切る姿勢を示されていると受け止めており、本審議会としては、引き続き尊重して参りたいと考えております。

終わりに、新型コロナウイルス感染症が市民生活に大きな影響を与える中であって、市議会議員及び特別職の職務や職責は、さらに重要性を増しているところでもあります。今後もより一層職務に精励され、経費削減のための内部改革に取り組まれますとともに、人口減少社会においても持続的に発展する魅力あるまちづくりを進められることを期待いたします。

令和2年11月10日

宇治市長 山 本 正 様

宇治市特別職報酬等審議会
会 長 小 長 谷 敦 子



答申に際しての意見具申

宇治市特別職報酬等審議会において、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額と併せて、諸手当も含めた年間の収入及び任期内の総収入の面から検討しました結果、全委員の一致をもって下記のと通りの結論となりましたので、意見具申をいたします。

記

令和2年度以降に支給する期末手当について

市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当については、本年の人事院勧告等を踏まえ、年間3.35月分が妥当と考えるところです。

※ 本年の答申と本意見具申を踏まえた改定を行った場合、諸手当（期末手当及び退職手当）も含めた年間の総収入及び任期内の総収入は以下の通りとなります。（市長、副市長及び教育長については、市長１０％、副市長８％、教育長７％の給料月額削減措置があるものとして算定しています。）

A 年間の総収入（報酬(又は給料)月額×１２月＋期末手当）

区分	改定後	現行	差額
議長	10,385,425	10,426,700	△41,275
副議長	9,567,675	9,605,700	△38,025
議員	8,749,925	8,784,700	△34,775
市長	16,291,625	16,361,500	△69,875
副市長	13,778,525	13,836,700	△58,175
教育長	12,179,275	12,230,300	△51,025

B 任期内の総収入（A×任期＋退職手当(市長・副市長・教育長のみ)）

区分	任期	改定後	現行	差額
議長	４年	41,541,700	41,706,800	△165,100
副議長		38,270,700	38,422,800	△152,100
議員		34,999,700	35,138,800	△139,100
市長		81,936,500	82,216,000	△279,500
副市長		65,138,100	65,370,800	△232,700
教育長	３年	41,836,575	41,989,650	△153,075

C 任期１年あたりの総収入（B÷任期）

区分	改定後	現行	差額
議長	10,385,425	10,426,700	△41,275
副議長	9,567,675	9,605,700	△38,025
議員	8,749,925	8,784,700	△34,775
市長	20,484,125	20,554,000	△69,875
副市長	16,284,525	16,342,700	△58,175
教育長	13,945,525	13,996,550	△51,025

審議経過等について

本審議会におきまして、報酬等の月額のみならず、諸手当も含めた年収及び任期内総収入という観点において、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）に支給する諸手当につきましても、慎重に検討いたしました。その際、人事院勧告や京都府の人事委員会勧告を参考に、類似団体との比較などを行い、議論をいたしました。

審議にあたっては、人事院勧告等において示される方向性はひとつの基準としつつ、新型コロナウイルス感染症が市民生活に与える影響をはじめ、本市の財政状況や今後の見通し、宇治市第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略等の取り組みの状況等を踏まえた検討を行ったところです。

本市の財政状況としては、市税収入等の増加や財政健全化推進プランにおける一定の取り組み効果が見られるものの、令和元年度決算における経常収支比率は、前年度から0.6ポイント増の96.4%となり、財政構造の硬直化は継続しており、財政状況は依然として厳しいものとなっています。

議論の中では、将来に向けた必要な投資や抜本的な歳入確保に対する取り組みが十分に行われているのか、宇治市第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括を踏まえ、目標を達成するためにより一層具体的な施策を展開すべきであるのではないかな等の厳しい意見もありました。

一方で、現在の本市の取り組みとしては、抜本的な事業見直し、職員の適正な定員管理や給与等の適正化等に着実に取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症対策において、行政施策を実施継続するための積極的な予算措置を図る等、市民ニーズに応じた行財政運営に努められているものと考えており、これまでどおり人事院勧告等を踏まえた改定を行うことが適当であると考えます。

人事院勧告では、国の指定職について、期末手当の支給割合を0.05月引き下げて、年間3.35月とする勧告がなされました。上記の議論の結果を踏まえるとともに、これまでの改定状況を考慮して、市議会議員及び特別職の期末手当につきましましては年間3.35月に改定し、実施時期につきましては令和2年度からの実施が適当であると判断します。

給 与 勧 告 の 骨 子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率82.7%)

<月 例 給> 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19円 (0.00%)

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円、平均年齢 43.0歳]

<ボーナス> 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

2 給与改定の内容と考え方

<月 例 給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和3年度	期末手当	1.275月(支給済み)	1.125月(現行1.275月)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月
	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

(令和3年人事院勧告 本文より抜粋)
指定職俸給表適用職員についても、支給月数を引き下げることにする。

一般職員の給与改定率等の推移

	給与改定率			宇治市	
	国家公務員(%)	人事院勧告率(%)	宇治市職員(%)	ラスパイレス指数	職員定昇率(%)
R2	－	－	－	101.6	1.7
R元	0.10	0.09	0.1	102.1	1.8
H30	0.20	0.16	0.18	102.7	1.8
H29	0.20	0.15	0.2	103.6	1.8

国公指定職俸給表の推移

号俸	H24年度以降 俸給月額	H27年度以降 俸給月額※1	H27年度以降 俸給月額※2	官職
1	720,000	705,000	706,000	三号俸以下に掲げる官職以外の官職（一号俸又は二号俸のうち、官職ごとに指令で定める号俸）
2	776,000	760,000	761,000	三号俸以下に掲げる官職以外の官職（一号俸又は二号俸のうち、官職ごとに指令で定める号俸）
3	834,000	817,000	818,000	外局の次長(国家行政組織法第十八条第三項の規定によるものをいう。)、試験所、研究所、病院又は療養所の長(前三項に掲げるものを除く。)その他の官職で、指令で定めるもの
4	912,000	894,000	895,000	内部部局(国家行政組織法第七条第一項の官房及び局をいう。の)の長、試験所、研究所、病院又は療養所の長(前二項に掲げるものを除く。)その他の官職で、指令で定めるもの
5	984,000	964,000	965,000	試験所、研究所、病院又は療養所の長(前項に掲げるものを除く。)その他の官職で、指令で定めるもの
6	1,055,000	1,034,000	1,035,000	外局(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第三項の庁をいう。以下同じ。の)の長官、会計検査院事務総局次長、内閣衛星情報センター所長、省名審議官、公正取引委員会事務総長、警察庁次長、原子力規制庁長官、経済社会総合研究所長
7	1,129,000	1,106,000	1,107,000	警視總監、国税庁長官、海上保安庁長官
8	1,198,000	1,174,000	1,175,000	事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、内閣法制次長、宮内庁次長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官、最高裁判所事務総長

※1 H26人事院勧告でH27年度4月以降の改定として勧告されたもの

※2 H27人事院勧告でH27年度4月に遡及して改定を勧告されたもの

特別職の給料月額推移(実支給額)

		市長		副市長		教育長	
		支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)
現在	H30.4.1	967,500	△ 5.3	823,400	△ 3.2	730,050	△ 2.1
	H29.2.1	1,021,250	△ 4.1	850,250	△ 3.9	745,750	△ 3.8
	H21.12.1	1,065,000	2.9	885,000	2.9	775,000	2.6
	H15.12.1	1,035,000	△ 3.3	860,000	△ 3.4	755,000	△ 3.2
	H15.1.1	1,070,000	△ 3.6	890,000	△ 3.3	780,000	△ 3.7

※H21.12～特別職地域手当廃止。1万円を減額。

※H29.2～特別職一律5%減額。※H30.4～市長10%、副市長8%、教育長7%減額。

議員の報酬額の推移

		議長		副議長		議員	
		支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)	支給額(円)	伸び率(%)
現在	H15.12.1	635,000	△ 2.3	585,000	△ 2.5	535,000	△ 2.7
	H15.1.1	650,000	△ 3.0	600,000	△ 3.2	550,000	△ 3.5
	H9.12.1	670,000	3.1	620,000	3.3	570,000	3.6

特別職の退職手当額の推移

		市長		副市長		教育長	
		給料月額(円)	支給割合(月)	給料月額(円)	支給割合(月)	給料月額(円)	支給割合(月)
		退職手当額(円)	伸び率(%)	退職手当額(円)	伸び率(%)	退職手当額(円)	伸び率(%)
現在	H29.10.12	1,075,000	390/100	895,000	280/100	785,000	225/100
		16,770,000	0.0	10,024,000	0.0	5,298,750	△ 25.0
	H29.2.1	1,075,000	390/100	895,000	280/100	785,000	225/100
		16,770,000	0.9	10,024,000	1.1	7,065,000	1.3
	H23.4.1	1,065,000	390/100	885,000	280/100	775,000	225/100
		16,614,000	△ 13.3	9,912,000	△ 17.6	6,975,000	△ 21.1
	H21.12.1	1,065,000	450/100	885,000	340/100	775,000	285/100
		19,170,000	2.9	12,036,000	2.9	8,835,000	2.6
	H19.1.1	1,035,000	450/100	860,000	340/100	755,000	285/100
		18,630,000	0.0	11,696,000	△ 10.5	8,607,000	△ 8.1
	H15.12.1	1,035,000	450/100	860,000	380/100	755,000	310/100
		18,630,000	△ 3.3	13,072,000	△ 3.4	9,362,000	△ 3.2

特別職と一般職最高者との給与月額比較(実支給額)

(円)	市長	副市長	教育長	一般職最高者
合計	967,500	823,400	730,050	597,654
給料	967,500	823,400	730,050	460,100
地域手当	－	－	－	35,154
管理職手当	－	－	－	102,400

特別職と一般職最高者の年間給与額の推移

(円)	市長	副市長	教育長	一般職最高者
R3年度 計(見込)	16,291,625	13,778,525	12,179,275	10,222,250
給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,171,848
期末手当	4,681,625	3,897,725	3,418,675	3,050,402
R2年度 計	16,291,625	13,778,525	12,179,275	10,270,165
給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,203,360
期末手当	4,681,625	3,897,725	3,418,675	3,066,805
R元年度 計	16,361,500	13,836,700	12,230,300	10,283,065
給与(12ヶ月)	11,610,000	9,880,800	8,760,600	7,211,844
期末手当	4,751,500	3,955,900	3,469,700	3,071,221

※期末手当支給割合はR元年度において6月1.7月、12月1.7月(合計3.4月)、R2年度において6月1.7月、12月1.65月(合計3.35月)、R3年度(見込)において6月1.675月、12月1.675月(合計3.35月)でありそれぞれ円未満端数切捨後の支給額を合計している。

議員の年間報酬額の推移

(円)	議長	副議長	議員
R3年度 計(見込)	10,385,425	9,567,675	8,749,925
報酬(12ヶ月)	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,765,425	2,547,675	2,329,925
R2年度 計	10,385,425	9,567,675	8,749,925
報酬(12ヶ月)	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,765,425	2,547,675	2,329,925
R元年度 計	10,426,700	9,605,700	8,784,700
報酬(12ヶ月)	7,620,000	7,020,000	6,420,000
期末手当	2,806,700	2,585,700	2,364,700

※期末手当支給割合はR元年度において6月1.7月、12月1.7月(合計3.4月)、R2年度において6月1.7月、12月1.65月(合計3.35月)、R3年度(見込)において6月1.675月、12月1.675月(合計3.35月)でありそれぞれ円未満端数切捨後の支給額を合計している。

市議会の本会議及び各委員会の開催状況

		H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
本会議の会議日数（ ）内は会期日数	3月	8	7	8	8	8
		(38)	(39)	(38)	(37)	(40)
	6月	7	7	7	7	6
		(27)	(32)	(27)	(27)	(23)
	9月	7	7	7	7	7
		(28)	(23)	(29)	(24)	(28)
	12月	6	7	7	7	8
		(32)	(26)	(24)	(23)	(31)
	臨時会	1	1	なし	1	3
		(1)	(1)		(2)	(3)
	計	29	29	29	30	32
		(126)	(111)	(118)	(113)	(125)
常任委員会	総務	10	12	10	11	12
	市民環境	12	15	10	10	13
	建設水道	11	16	19	12	12
	文教福祉	11	21	21	13	20
特別委員会	予算	8	8	9	8	8
		16人	14人	16人	15人	17人
	決算	10	8	8	8	8
		13人	12人	13人	12人	17人

消費者物価指数 消費者物価指数は、全国の世帯が購入する各種の商品（財やサービス）の価格の平均的な変動を測定したもの。すなわち、ある時点の世帯の消費構造を基準に、これと同等のものを購入した場合に必要な費用がどのように変動したかを指数値で表している。

H27年＝100	京都市	全国
R3年4月	101.7	101.4
R2年	102	101.8
R元年	101.9	101.8
H30年	101.5	101.3

※H28年8月にH27年基準への切替えが実施された。

財政用語解説

○実質収支額

当該年度に属すべき**収入と支出との実質的な差額**である。純剰余又は純損失を意味し、実質収支に示される黒字又は赤字は当該団体の財政運営の状況を判断する重要なポイントとなる。しかし、実質収支の黒字幅は大きければよいというのではなく、後年度の財政調整にとどめておくことも必要である。**標準財政規模の3%～5%程度(実質収支比率)**が望ましいとも考えられる。

$$\text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源} = \text{実質収支}$$

○標準財政規模

地方公共団体の一般財源（市がどの経費にも自由に充当することのできる財源）の標準規模を示すものである。

$$\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} = \text{標準財政規模}$$

○経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率として使われる。人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方交付税を中心とする経常的な収入たる一般財源がどの程度充当されているかをみる指標である。

$$\text{経常経費充当一般財源の額} \div \text{経常一般財源の額} \times 100 (\%) = \text{経常収支比率}$$

○人件費比率

人件費は、報酬、給料、職員手当等、通常勤労の対価として支払われる一切の経費をいう。人件費比率は、**経常収支比率の中の人件費の占める比率**である。人件費比率が大きければ大きいだけ財政運営の硬直化の要因となる。

$$\text{人件費充当一般財源の額} \div \text{経常一般財源の額} \times 100 (\%) = \text{人件費比率}$$

○公債費比率

公債費とは、地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金、一時借入金利子。公債費比率が高いほど債務額が大きく財政の硬直化を示している。

$$\text{元利償還金} \div \text{標準財政規模} \times 100 (\%) = \text{公債費比率}$$

○財政力指数

財政の強弱は、標準的な行政を行うために必要な一般財源に対する税収入の割合によって示される。この財政力を測る方法として財政力指数があり、**率が高いほど財政能力がある**。

$$\text{基準財政収入額} \div \text{基準財政需要額} \times 100 (\%) = \text{財政力指数}$$

歳入歳出決算額調(普通会計)

(千円)		H28年度	H29年度	H30年度		R元年度	R2年度(見込)
1	歳入総額	61,509,337	63,771,423	62,070,855		63,527,046	87,287,467
2	歳出総額	61,141,051	63,310,327	61,599,097		62,771,041	86,444,508
3	形式収支(1-2)	368,286	461,096	471,758		756,005	842,959
4	繰越財源	130,849	275,930	186,471		240,470	173,859
5	実質収支(3-4)	237,437	185,166	285,287		515,535	669,100
6	単年度収支	△ 39,559	△ 52,271	100,121		230,248	153,565
7	積立金	3,438	2,595	452,646		152,307	371,492
8	繰上償還金	0	0	8,914		0	10,301
9	基金繰入	300,000	670,000	0		0	0
10	実質単年度収支	△ 336,121	△ 719,676	561,681		382,555	535,358
11	標準税収入額	26,006,154	25,355,301	25,474,867		26,382,403	21,420,627
12	普通交付税	6,235,728	6,743,373	6,784,731		7,002,655	6,811,350
13	特別交付税	362,650	341,158	329,258		351,388	346,424
14	標準財政規模	34,554,893	34,679,499	34,917,116		35,633,479	36,132,661
15	財政力指数 単年(3カ年)	0.765 (0.755)	0.747 (0.757)	0.746	(0.753)	0.746 (0.746)	0.758 (0.750)
16	公債費比率 単年(3カ年)	8.3 (8.0)	7.8 (8.1)	6.5	(7.5)	6.0 (6.8)	5.0 (5.8)
17	起債制限 単年(3カ年)	6.8 (6.2)	6.5 (6.5)	5.5	(6.3)	5.1 (5.7)	4.1 (4.9)
18	経常収支比率 (臨財除く)	98.8 (106.3)	98.9 (106.0)	95.8	(103.4)	96.4 (102.7)	96.1 (102.3)

※「14」については臨時財政対策債発行可能額を含む。

歳入歳出決算額調(一般会計)

(千円)		H28年度	H29年度	H30年度		R元年度	R2年度(見込)
1	歳入総額	61,724,666	63,993,792	62,676,330		63,732,483	87,359,686
2	歳出総額	61,356,380	63,532,696	62,204,572		62,976,478	86,516,727
3	形式収支(1-2)	368,286	461,096	471,758		756,005	842,959
4	繰越財源	130,849	275,930	186,471		240,470	173,859
5	実質収支(3-4)	237,437	185,166	285,287		515,535	669,100
6	単年度収支	△ 39,559	△ 52,271	100,121		230,248	153,565
7	積立金	15,648	13,372	456,746		156,950	377,200
8	繰上償還金	0	0	0		0	10,301
9	基金繰入	300,000	670,000	0		0	0
10	実質単年度収支	△ 323,911	△ 708,899	556,867		387,198	541,066

歳入歳出決算額調

			H28年度		H29年度		H30年度		R元年度		R2年度(見込)	
1	年度末住基		188,674		187,901		187,138		185,878		184,995	
2	年度末住基前年比		△ 0.5		△ 0.4		△ 0.4		△ 0.7		△ 0.5	
3	世帯数		82,628		83,204		83,731		84,182		84,694	
4	世帯数前年比		0.5		0.7		0.6		0.5		0.6	
5	団体類型		Ⅳ-1		Ⅳ-3		Ⅳ-3		Ⅳ-3		Ⅳ-3	
6	交付税種地		Ⅰ-5		Ⅰ-5		Ⅰ-5		Ⅰ-5		Ⅰ-5	
7	ラスパイレス指数		103.7		103.6		102.7		102.1		101.6	
8	普通会計職員数		1,266		1,252		1,256		1,259		1,257	
9	住基人口/職員数		149.0315956		150.0806709		148.9952229		147.6393963		147.8743039	
10	給料月額		315,820		331,370		316,508		317,054		323,053	
11	給料月額前年比		1.6		4.9		△ 4.5		0.2		1.9	
12	市債現在高		44,514,899		44,230,663		43,955,626		43,453,398		44,173,805	
13	市債現在高/経常一財		138.0		133.6		130.2		126.5		128.3	
14	債務負担現在高		4,483,186		2,406,273		4,262,971		4,083,309		3,676,414	
15	基金現在高		8,884,093		8,330,162		8,819,462		9,011,243		9,503,708	
16	財調基金現在高		2,494,935		1,838,307		2,295,053		2,452,003		2,829,203	
17	一般財源 （左：総額／右：充当率）	人件	27.4	29.5	27.4	29.2	27.3	28.5	26.2	28.9	29.0	32.1
18		扶助	14.5	15.6	14.8	16.0	14.8	15.7	15.0	16.5	13.7	15.4
19		公債	14.4	15.7	14.4	15.6	13.5	14.3	12.4	14.0	11.7	13.2
20		物件	12.6	12.4	12.2	12.5	12.6	12.3	11.4	11.9	10.7	9.9
21		補助	13.8	11.0	14.1	10.9	12.8	10.5	11.4	9.9	14.8	10.1
22		繰出	11.5	12.5	11.5	12.4	11.6	12.3	11.8	13.1	12.0	13.4
23		普建	2.8		2.2		3.0		2.5		4.4	
24		他	3.0	2.1	3.4	2.4	4.5	2.2	9.3	2.1	3.6	2.0
25		義務	56.3	60.8	56.6	60.8	56.0	58.5	53.6	59.4	53.6	60.7
26	一般財源		38,344,780		38,898,493		39,335,205		39,707,247		42,079,726	
27	一般財源/歳入		62.3		61.0		63.4		94.4		48.2	
28	経常一財		32,250,137		33,097,813		33,771,223		34,339,402		34,427,532	
29	経常一財/一財		84.1		85.1		85.9		86.5		81.8	

※住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、住民基本台帳人口については、H26年度より、1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載している。

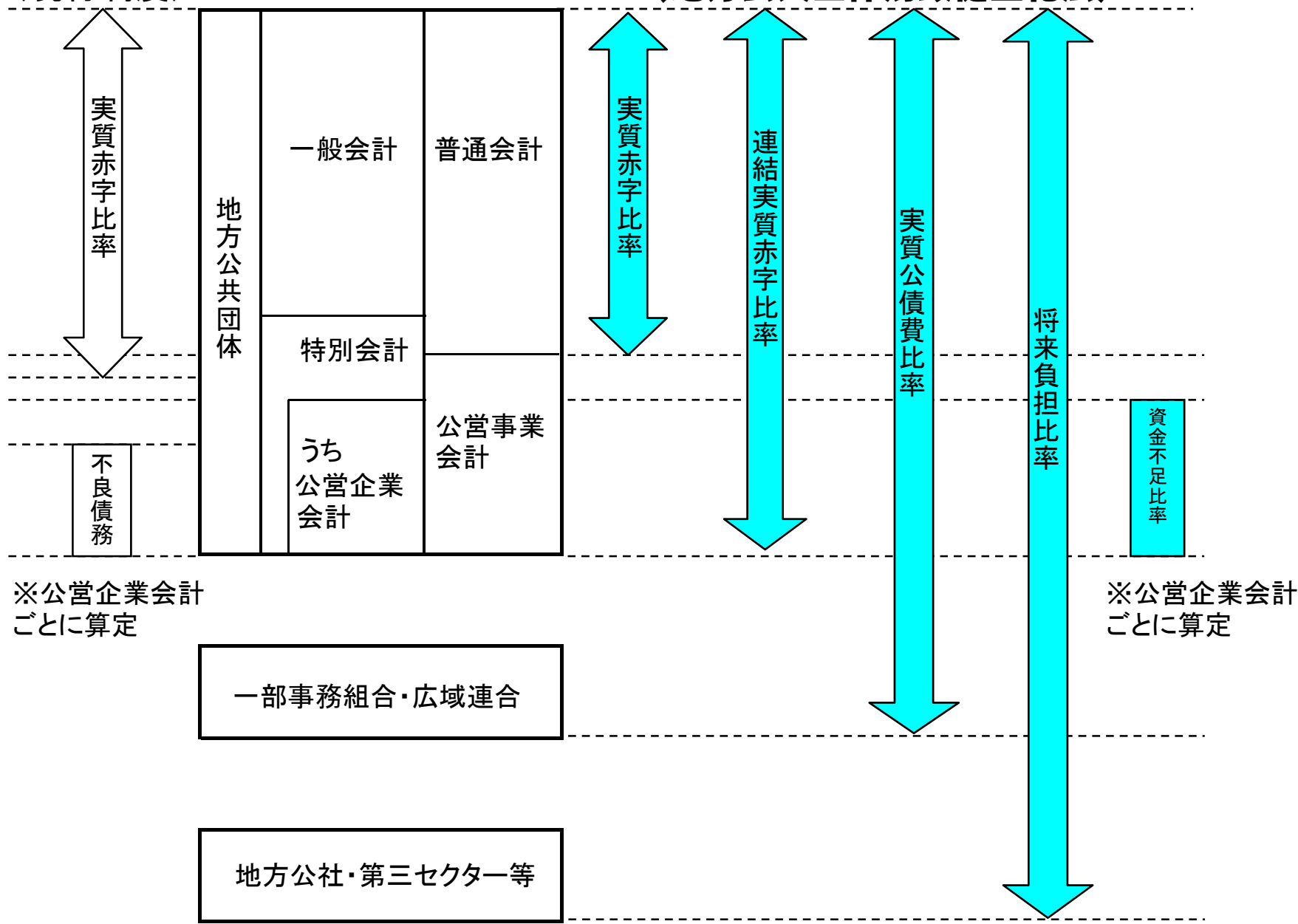
※類似団体とは、人口及び産業構造が、類似している地方自治体を典型的に区分し、同一の類型に入っている団体のことをいう。「5」の団体類型がそれにあたる。

※Ⅳ-3の類型は人口15万人以上で第2次・第3次産業が90%以上、かつ第3次産業が65%以上を占める団体の類型である。

健全化判断比率等の対象について

(現行制度)

(地方公共団体財政健全化法)



健全化判断比率等の概要について

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・ 実質赤字の額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・ 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
 - イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
 - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
 - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
 - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
 - ホ 一時借入金の利子

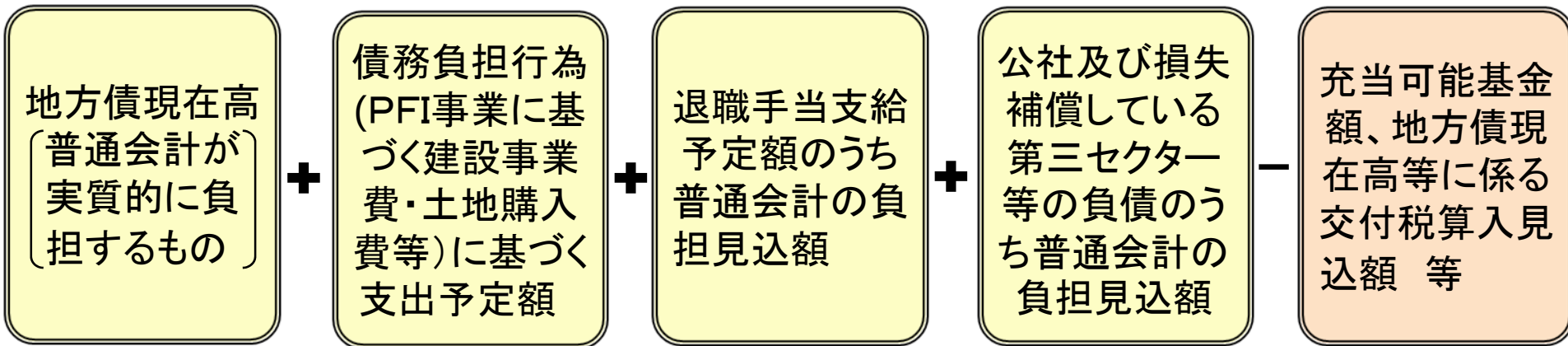
$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・ 将来負担額：イからチまでの合計額
 - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
 - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
 - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額
 - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
 - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
 - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
 - ト 連結実質赤字額
 - チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・ 資金の不足額：資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額
 資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額
 - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
 - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- ・ 事業の規模：事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額
 事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額
 - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
 - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

将来負担比率の概要について



標準財政規模 — 元利償還金等に係る
交付税算入額

類似団体の各市の財政状況（R元年度普通会計決算）その1

	都道府県	市	住基人口 R2.1.1(人)	歳入総額 (千円)	歳出総額 (千円)	実質収支 額(千円)	歳出に占め る人件費 (%)	議会費の状況	
								決算(千円)	歳出総額に 対する割合
1	京都府	宇治市	185,878	63,527,046	62,771,041	515,535	28.9	428,308	0.7
2	北海道	釧路市	168,086	93,915,281	93,835,143	79,705	22.0	403,405	0.4
3		苫小牧市	171,242	81,716,525	79,917,443	1,546,423	20.0	402,732	0.5
4	埼玉県	狭山市	150,719	46,457,858	45,925,663	298,549	22.6	299,078	0.7
5		上尾市	228,779	65,361,033	63,200,708	1,830,782	25.9	398,858	0.6
6		新座市	165,727	57,716,717	56,021,840	1,374,633	20.6	280,155	0.5
7		久喜市	153,066	50,844,709	48,751,762	1,457,000	20.9	357,453	0.7
8	千葉県	市川市	490,192	160,876,215	155,886,858	2,617,560	29.3	788,506	0.5
9		松戸市	498,473	156,340,824	150,134,908	5,763,158	26.7	817,702	0.5
10		野田市	154,373	51,205,273	49,808,582	1,219,653	25.1	375,967	0.8
11		佐倉市	175,045	51,882,717	49,791,352	1,521,582	25.3	394,516	0.8
12		習志野市	173,885	65,813,362	63,943,049	1,735,836	29.7	459,687	0.7
13		流山市	195,476	62,539,855	59,866,707	2,110,232	23.3	383,920	0.6
14		八千代市	199,786	61,318,718	59,721,618	1,335,526	27.1	387,500	0.6
15		浦安市	170,169	77,060,024	74,879,850	1,353,453	23.1	353,075	0.5
16	東京都	立川市	184,090	80,667,857	75,637,291	4,317,234	21.6	459,415	0.6
17		府中市	260,232	105,551,007	102,997,593	2,526,063	17.6	527,289	0.5
18		町田市	428,821	159,397,944	154,324,046	4,497,755	25.4	679,327	0.4
19		小平市	194,869	67,701,603	65,567,658	2,132,865	22.6	451,853	0.7
20		日野市	186,346	73,581,978	71,606,338	1,950,177	25.3	401,244	0.6
21		東村山市	151,255	56,994,495	54,839,669	1,933,771	23.4	351,196	0.6
22		西東京市	205,125	72,192,986	70,780,699	1,412,187	23.6	449,335	0.6
23	神奈川県	鎌倉市	176,408	62,681,905	59,778,644	2,607,595	32.7	399,647	0.7
24		藤沢市	436,206	156,863,704	151,999,652	4,005,932	29.1	626,883	0.4
25		秦野市	161,193	50,002,530	48,443,981	986,104	27.3	331,862	0.7
26	三重県	津市	278,105	114,552,477	113,908,412	234,127	27.2	567,992	0.5
27	大阪府	和泉市	186,079	64,031,249	63,885,904	39,467	22.9	401,471	0.6
28	兵庫県	伊丹市	203,539	76,414,042	75,399,871	770,412	25.9	482,417	0.6
29		川西市	157,432	57,468,996	56,981,834	405,010	27.0	427,635	0.8
30	山口県	宇部市	164,255	68,013,451	66,045,211	1,265,800	21.5	380,979	0.6
31		山口市	191,529	89,573,447	88,198,883	746,904	26.8	435,590	0.5
32	徳島県	徳島市	253,054	99,486,252	98,753,825	286,249	29.5	506,920	0.5
平均			221,857	81,304,753	79,175,189	1,714,915	25.0	450,372	0.6

※R2年度決算は各市の議会の議決前の為、R元年度決算額を記載している。

類似団体の各市の財政状況（R元年度普通会計決算）その2

	都道府県	市	標準財政規模(千円)	経常収支比率(%)	財政力指数	財政健全化判断比率			
						実質赤字比率(%)	連結実質赤字比率	実質公債費比率(%)	将来負担比率(%)
1	京都府	宇治市	35,633,479	96.4	0.75	-	-	1.1	-
2	北海道	釧路市	48,352,751	96.8	0.45	-	-	10.9	83.6
3		苫小牧市	39,428,391	89.4	0.78	-	-	6.7	64.1
4	埼玉県	狭山市	27,664,782	93.4	0.91	-	-	4.3	-
5		上尾市	38,146,911	96.8	0.91	-	-	4.8	12.8
6		新座市	29,480,958	96.8	0.91	-	-	5.6	49.5
7		久喜市	30,949,603	93.1	0.87	-	-	6.1	1.2
8	千葉県	市川市	87,859,827	91.6	1.08	-	-	1.6	-
9		松戸市	87,376,255	94.2	0.90	-	-	0.6	-
10		野田市	30,342,127	95.8	0.86	-	-	5.0	22.9
11		佐倉市	30,316,454	95.9	0.92	-	-	1.6	-
12		習志野市	32,664,965	97.9	0.95	-	-	8.1	25.1
13		流山市	32,548,312	86.8	0.95	-	-	1.7	25.4
14		八千代市	33,593,082	97.3	0.95	-	-	6.4	21.0
15		浦安市	45,380,790	86.9	1.52	-	-	8.3	33.4
16	東京都	立川市	41,166,136	91.0	1.17	-	-	2.4	-
17		府中市	54,980,877	87.0	1.21	-	-	2.7	-
18		町田市	79,102,926	93.3	0.97	-	-	0.0	-
19		小平市	35,278,571	93.7	0.97	-	-	1.7	-
20		日野市	34,622,858	95.0	0.97	-	-	△ 2.2	13.1
21		東村山市	28,964,861	96.8	0.81	-	-	2.7	0.2
22		西東京市	38,730,287	95.1	0.90	-	-	1.7	21.7
23	神奈川県	鎌倉市	36,197,093	101.2	1.08	-	-	0.8	-
24		藤沢市	86,144,671	92.8	1.06	-	-	2.3	47.1
25		秦野市	29,769,138	95.3	0.89	-	-	1.2	17.6
26	三重県	津市	66,951,388	97.3	0.71	-	-	4.7	49.8
27	大阪府	和泉市	34,735,901	96.8	0.75	-	-	6.6	-
28	兵庫県	伊丹市	41,330,214	94.8	0.83	-	-	5.9	-
29		川西市	30,807,338	96.3	0.72	-	-	10.0	107.9
30	山口県	宇部市	36,375,405	94.1	0.73	-	-	3.8	28.6
31		山口市	46,139,455	95.2	0.64	-	-	5.1	37.4
32	徳島県	徳島市	54,393,319	96.7	0.82	-	-	6.2	72.4
平均			43,919,660	94.4	0.90	-	-	4.0	36.7

※R2年度決算は各市の議会の議決前の為、R元年度決算額を記載している。

類似団体の各市の財政状況（R元年度普通会計決算）その3

	都道府県	市	歳入総額 (千円)	地方税		個人市民税 (千円)	法人市民税 (千円)	固定資産税 (千円)	都市計画税 (千円)
				地方税 (千円)	歳入に占める割合(%)				
1	京都府	宇治市	63,527,046	24,400,767	38.4	10,080,253	1,797,309	9,598,823	1,679,124
2	北海道	釧路市	93,915,281	21,189,705	22.6	7,520,828	1,901,888	8,264,409	1,352,456
3		苫小牧市	81,716,525	28,199,494	34.5	8,206,624	2,455,848	13,453,130	1,934,150
4	埼玉県	狭山市	46,457,858	21,839,301	47.0	8,764,514	1,438,470	9,394,827	1,007,792
5		上尾市	65,361,033	31,521,848	48.2	13,869,366	1,927,315	11,881,012	2,268,361
6		新座市	57,716,717	24,541,343	42.5	10,461,845	1,454,543	10,063,833	1,411,622
7		久喜市	50,844,709	23,212,670	45.7	8,764,603	1,719,480	10,446,372	988,721
8	千葉県	市川市	160,876,215	85,151,497	52.9	39,758,881	4,043,552	29,993,507	6,740,218
9		松戸市	156,340,824	70,496,002	45.1	33,909,004	3,615,755	24,459,793	4,208,950
10		野田市	51,205,273	23,013,461	44.9	8,116,938	1,870,609	10,525,844	1,059,545
11		佐倉市	51,882,717	24,809,200	47.8	11,264,530	1,435,035	9,376,088	1,620,880
12		習志野市	65,813,362	28,704,729	43.6	12,870,927	1,855,542	10,676,360	2,281,825
13		流山市	62,539,855	29,151,859	46.6	13,837,549	1,041,178	10,939,221	2,322,248
14		八千代市	61,318,718	29,678,221	48.4	13,093,035	1,976,042	10,949,745	2,273,291
15		浦安市	77,060,024	42,635,867	55.3	17,127,672	5,308,589	19,149,430	—
16	東京都	立川市	80,667,857	40,705,451	50.5	13,416,820	4,679,192	18,026,120	3,124,022
17		府中市	105,551,007	52,773,925	50.0	20,455,047	5,417,045	22,044,866	3,334,056
18		町田市	159,397,944	68,973,730	43.3	31,225,488	3,515,063	25,930,662	4,826,136
19		小平市	67,701,603	31,886,129	47.1	14,104,549	2,437,424	12,046,204	2,360,715
20		日野市	73,581,978	31,113,518	42.3	13,575,908	2,062,405	11,939,561	2,521,908
21		東村山市	56,994,495	21,012,129	36.9	9,523,675	851,523	8,038,348	1,773,437
22		西東京市	72,192,986	32,727,298	45.3	15,489,464	1,512,968	12,123,867	2,511,566
23	神奈川県	鎌倉市	62,681,905	36,283,743	57.9	16,371,501	1,949,073	13,621,237	3,397,082
24		藤沢市	156,863,704	82,908,497	52.9	33,912,088	5,254,300	32,387,699	6,016,051
25		秦野市	50,002,530	23,076,944	46.2	9,201,606	1,249,481	9,704,070	1,626,989
26	三重県	津市	114,552,477	42,425,852	37.0	16,249,069	3,464,418	18,043,493	2,203,950
27	大阪府	和泉市	64,031,249	24,089,652	37.6	9,714,213	1,582,113	9,452,691	1,919,725
28	兵庫県	伊丹市	76,414,042	31,083,644	40.7	11,567,033	1,923,261	13,319,770	2,835,774
29		川西市	57,468,996	19,661,420	34.2	9,027,122	904,023	7,255,648	1,620,254
30	山口県	宇部市	68,013,451	24,484,569	36.0	8,560,425	2,069,313	10,749,699	1,613,453
31		山口市	89,573,447	27,275,090	30.4	10,072,432	2,640,184	11,242,406	1,508,887
32	徳島県	徳島市	99,486,252	40,874,211	41.1	14,103,629	4,138,383	17,448,801	2,724,675
平均			81,304,753	35,621,930	43.5	14,819,270	2,484,104	14,142,111	2,486,060

※R2年度決算は各市の議会の議決前の為、R元年度決算額を記載している。

類似団体の各市の財政状況（R元年度普通会計決算）その4

	都道府県	市	個人市民税			法人市民税		固定資産税		都市計画税	
			地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)	市民一人あたり(千円)	地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)	地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)	地方税に占める割合(%)	歳入に占める割合(%)
1	京都府	宇治市	41.3	15.9	54.2	7.4	2.8	39.3	15.1	6.9	2.6
2	北海道	釧路市	35.5	8.0	44.7	9.0	2.0	39.0	8.8	6.4	1.4
3		苫小牧市	29.1	10.0	47.9	8.7	3.0	47.7	16.5	6.9	2.4
4	埼玉県	狭山市	40.1	18.9	58.2	6.6	3.1	43.0	20.2	4.6	2.2
5		上尾市	44.0	21.2	60.6	6.1	2.9	37.7	18.2	7.2	3.5
6		新座市	42.6	18.1	63.1	5.9	2.5	41.0	17.4	5.8	2.4
7		久喜市	37.8	17.2	57.3	7.4	3.4	45.0	20.5	4.3	1.9
8	千葉県	市川市	46.7	24.7	81.1	4.7	2.5	35.2	18.6	7.9	4.2
9		松戸市	48.1	21.7	68.0	5.1	2.3	34.7	15.6	6.0	2.7
10		野田市	35.3	15.9	52.6	8.1	3.7	45.7	20.6	4.6	2.1
11		佐倉市	45.4	21.7	64.4	5.8	2.8	37.8	18.1	6.5	3.1
12		習志野市	44.8	19.6	74.0	6.5	2.8	37.2	16.2	7.9	3.5
13		流山市	47.5	22.1	70.8	3.6	1.7	37.5	17.5	8.0	3.7
14		八千代市	44.1	21.4	65.5	6.7	3.2	36.9	17.9	7.7	3.7
15		浦安市	40.2	22.2	100.7	12.5	6.9	44.9	24.9	－	－
16	東京都	立川市	33.0	16.6	72.9	11.5	5.8	44.3	22.3	7.7	3.9
17		府中市	38.8	19.4	78.6	10.3	5.1	41.8	20.9	6.3	3.2
18		町田市	45.3	19.6	72.8	5.1	2.2	37.6	16.3	7.0	3.0
19		小平市	44.2	20.8	72.4	7.6	3.6	37.8	17.8	7.4	3.5
20		日野市	43.6	18.5	72.9	6.6	2.8	38.4	16.2	8.1	3.4
21		東村山市	45.3	16.7	63.0	4.1	1.5	38.3	14.1	8.4	3.1
22		西東京市	47.3	21.5	75.5	4.6	2.1	37.0	16.8	7.7	3.5
23	神奈川県	鎌倉市	45.1	26.1	92.8	5.4	3.1	37.5	21.7	9.4	5.4
24		藤沢市	40.9	21.6	77.7	6.3	3.3	39.1	20.6	7.3	3.8
25		秦野市	39.9	18.4	57.1	5.4	2.5	42.1	19.4	7.1	3.3
26	三重県	津市	38.3	14.2	58.4	8.2	3.0	42.5	15.8	5.2	1.9
27	大阪府	和泉市	40.3	15.2	52.2	6.6	2.5	39.2	14.8	8.0	3.0
28	兵庫県	伊丹市	37.2	15.1	56.8	6.2	2.5	42.9	17.4	9.1	3.7
29		川西市	45.9	15.7	57.3	4.6	1.6	36.9	12.6	8.2	2.8
30	山口県	宇部市	35.0	12.6	52.1	8.5	3.0	43.9	15.8	6.6	2.4
31		山口市	36.9	11.2	52.6	9.7	2.9	41.2	12.6	5.5	1.7
32	徳島県	徳島市	34.5	14.2	55.7	10.1	4.2	42.7	17.5	6.7	2.7
平均			41.1	18.0	65.1	7.0	3.0	40.2	17.5	7.0	3.0

※R2年度決算は各市の議会の議決前の為、R元年度決算額を記載している。

類似団体の各市の状況（特別職の給料月額）

	都道府県	市	人口 (人) R3.4.1現在	職員数 (人) (R3.4)	ラスパ イレス 指数 (R2)	給料月額(円)						
						本則の給料月額			減額措置後の給料月額			
						市長	副市長	教育長		市長	副市長	教育長
1	京都府	宇治市	184,432	1,414	101.6	1,075,000	895,000	785,000	有	967,500	823,400	730,050
2	北海道	釧路市	164,574	2,496	99.8	1,035,000	835,000	725,000	有	955,000	790,000	700,000
3		苫小牧市	169,879	1,932	98.6	980,000	800,000	680,000	－	－	－	－
4	埼玉県	新座市	166,247	854	100.7	918,000	767,000	702,000	－	－	－	－
5		久喜市	152,120	955	97.3	957,000	805,000	737,000	－	－	－	－
6	千葉県	市川市	492,283	3,117	102.2	1,016,000	837,000	744,000	－	－	－	－
7		松戸市	492,622	4,289	101.1	1,050,000	860,000	760,000	－	－	－	－
8		野田市	153,993	1,065	98.7	972,000	831,000	750,000	有	952,560	814,380	735,000
9		佐倉市	173,216	1,016	100.6	940,000	800,000	720,000	有	846,000	720,000	648,000
10		習志野市	175,301	1,441	102.0	950,000	810,000	730,000	－	－	－	－
11		流山市	201,284	1,117	102.9	926,500	800,000	741,300	－	－	－	－
12		八千代市	202,561	1,303	101.7	946,000	804,000	737,000	有	854,100	－	－
13		浦安市	169,963	1,379	101.3	1,000,000	830,000	750,000	有	900,000	747,000	675,000
14	東京都	立川市	184,661	1,060	98.7	1,041,000	901,000	799,000	－	－	－	－
15		府中市	260,508	1,313	98.7	1,080,000	930,000	830,000	－	－	－	－
16		町田市	429,645	2,292	99.6	1,060,000	900,000	820,000	－	－	－	－
17		小平市	195,207	960	99.7	1,050,000	900,000	810,000	－	－	－	－
18		日野市	187,048	1,443	98.3	990,000	845,000	785,000	有	841,500	760,500	745,750
19		東村山市	151,259	790	101.0	943,000	801,000	740,000	－	－	－	－
20		西東京市	206,067	1,017	98.9	990,000	877,000	778,000	－	－	－	－
21	神奈川県	鎌倉市	177,047	1,344	99.7	961,000	814,000	716,000	－	－	－	－
22		藤沢市	440,313	3,802	101.4	1,064,000	893,000	766,000	－	－	－	－
23		秦野市	162,072	1,085	101.3	938,000	768,000	684,000	有	750,400	691,200	636,120
24	三重県	津市	275,238	2,600	99.9	1,130,000	870,000	740,000	－	－	－	－
25	大阪府	和泉市	184,813	1,140	98.1	990,000	850,000	760,000	－	－	－	－
26	兵庫県	伊丹市	203,162	2,174	100.1	1,036,000	857,000	725,000	有	953,120	822,720	－
27		川西市	156,016	1,110	98.5	982,000	796,000	695,000	有	834,700	716,400	660,250
28	山口県	宇部市	162,615	1,233	100.0	940,000	755,000	684,000	有	846,000	698,375	632,700
29		山口市	189,600	1,713	99.9	990,000	810,000	712,000	－	－	－	－
30	徳島県	徳島市	251,403	2,738	98.9	1,118,000	896,000	740,000	－	－	－	－
平均			223,838	1,673	100.0	1,002,283	837,900	744,843	－	881,898	758,398	684,763

類似団体の各市の状況（特別職の期末手当・年収）

	都道府県	市	期末手当		地域 手当 (%)	年収(円)		
			支給月数	加算率(%)		市長	副市長	教育長
1	京都府	宇治市	3.35	30	0.0	16,291,624	13,778,524	12,179,274
2	北海道	釧路市	3.35	45	0.0	16,487,512	13,536,012	11,921,686
3		苫小牧市	4.45	15	0.0	16,775,150	13,694,000	11,639,900
4	埼玉県	新座市	3.35	20	10.0	15,771,056	13,346,710	12,215,430
5		久喜市	4.45	20	0.0	16,594,380	13,958,700	12,779,580
6	千葉県	市川市	4.45	20	12.0	19,731,532	16,255,208	14,449,074
7		松戸市	4.45	15	10.0	19,770,712	16,193,154	14,310,230
8		野田市	4.25	20	6.0	17,371,195	14,851,300	13,403,700
9		佐倉市	4.40	20	9.2	16,505,798	14,047,488	12,642,738
10		習志野市	4.45	20	0.0	16,473,000	14,045,400	12,658,200
11		流山市	4.40	20	7.3	17,178,638	14,833,152	13,744,761
12		八千代市	4.05	15	8.0	15,475,130	14,164,470	12,984,096
13		浦安市	4.45	20	12.0	18,076,800	15,003,744	13,557,600
14	東京都	立川市	4.35	20	0.0	17,926,020	15,515,220	13,758,780
15		府中市	4.35	20	0.0	18,853,855	16,235,264	14,489,536
16		町田市	4.55	20	0.0	18,507,600	15,714,000	14,317,200
17		小平市	3.75	20	0.0	17,325,000	14,850,000	13,365,000
18		日野市	3.95	20	0.0	14,790,600	13,131,300	12,669,900
19		東村山市	3.95	20	0.0	15,785,820	13,408,740	12,387,600
20		西東京市	4.20	20	0.0	16,869,600	14,944,080	13,257,120
21	神奈川県	鎌倉市	3.60	20	10.0	17,251,872	14,612,928	12,853,632
22		藤沢市	3.15	40	12.0	19,461,624	16,333,862	14,010,906
23		秦野市	4.25	20	6.0	14,615,916	12,943,872	11,789,150
24	三重県	津市	4.45	20	0.0	19,594,200	15,085,800	12,831,600
25	大阪府	和泉市	4.45	20	6.0	18,196,596	15,623,340	13,969,124
26	兵庫県	伊丹市	3.35	20	10.0	17,594,118	15,187,000	13,383,138
27		川西市	4.45	20	10.0	16,786,308	14,132,184	12,797,730
28	山口県	宇部市	4.45	20	0.0	15,171,600	12,412,200	11,244,960
29		山口市	3.35	50	0.0	16,854,750	13,790,250	12,121,800
30	徳島県	徳島市	3.25	20	0.0	17,776,200	14,246,400	11,766,000
平均			4.06	22	4.3	17,195,474	14,529,143	12,983,315

類似団体の各市の状況（特別職の退職手当）

	都道府県	市	退職手当（教育長は任期3年。市長、副市長は任期4年。）							
			算定基礎 給料	算定式	支給率			支給額(円)		
					市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長
1	京都府	宇治市	本則	年	390/100	280/100	225/100	16,770,000	10,024,000	5,298,750
2	北海道	釧路市	本則	年	467.7/100	374/100	273/100	19,362,780	12,491,600	5,937,750
3		苫小牧市	本則	年	480/100	400/100	280/100	18,816,000	12,800,000	5,712,000
4	埼玉県	新座市	本則	月	483/100	289.8/100	200/100	17,735,760	8,891,064	5,812,560
5		久喜市	本則	月	483/100	289.8/100	276/100	18,489,240	9,331,560	6,102,360
6	千葉県	市川市	本則	月	540/100	348/100	228/100	21,945,600	11,651,040	5,088,960
7		松戸市	本則	月	564/100	312/100	228/100	23,688,000	10,732,800	5,198,400
8		野田市	本則	月	540/100	300/100	240/100	20,995,200	9,972,000	5,400,000
9		佐倉市	本則	月	420/100	300/100	240/100	15,792,000	9,600,000	5,184,000
10		習志野市	本則	月	540/100	300/100	240/100	20,520,000	9,720,000	7,008,000
11		流山市	本則	月	420/100	300/100	240/100	15,565,200	9,600,000	5,337,360
12		八千代市	本則	月	420/100	300/100	240/100	15,892,800	9,648,000	5,306,400
13		浦安市	本則	月	420/100	300/100	240/100	16,800,000	9,960,000	7,200,000
14	東京都	立川市	本則	年	350/100	300/100	200/100	14,574,000	10,812,000	4,794,000
15		府中市	本則	年	350/100	300/100	200/100	15,120,000	11,160,000	4,980,000
16		町田市	本則	年	341/100	287/100	200/100	14,458,400	10,332,000	4,920,000
17		小平市	本則	年	400/100	300/100	250/100	16,800,000	10,800,000	6,075,000
18		日野市	本則	年	350/100	300/100	250/100	13,860,000	10,140,000	5,887,500
19		東村山市	本則	年	310/100	270/100	180/100	11,693,200	8,650,800	3,996,000
20		西東京市	本則	年	350/100	300/100	250/100	13,860,000	10,524,000	5,835,000
21	神奈川県	鎌倉市	本則	年	400/100	320/100	240/100	15,376,000	10,419,200	5,155,200
22		藤沢市	本則	月	384/100	276/100	216/100	16,343,040	9,858,720	4,963,680
23		秦野市	本則	年	400/100	300/100	200/100	15,008,000	9,216,000	4,104,000
24	三重県	津市	本則	月	660/100	420/100	300/100	29,832,000	14,616,000	6,660,000
25	大阪府	和泉市	本則	月	516/100	336/100	240/100	20,433,600	11,424,000	5,472,000
26	兵庫県	伊丹市	減額後	月	480/100	288/100	216/100	18,299,904	9,477,734	4,698,000
27		川西市	減額後	月	480/100	288/100	216/100	18,854,400	9,169,920	4,503,600
28	山口県	宇部市	本則	月	600/100	480/100	83.7/100	22,560,000	14,496,000	1,717,524
29		山口市	本則	月	648/100	432/100	324/100	25,660,800	13,996,800	6,920,640
30	徳島県	徳島市	本則	月	481/100	384.8/100	192.4/100	25,253,384	16,791,040	6,129,420
平均			-	-	455.6/100	322.5/100	230.3/100	18,345,310	10,876,876	5,379,937

※支給率は年率にそろえている。

類似団体の各市の状況（議員の報酬月額）

	都道府県	市	人口(人) R3.4.1現在	職員数 (人) (R3.4)	議員定数(人)		報酬月額(円)			
					条例定数	実数	議長	副議長	議員	減額措置
1	京都府	宇治市	184,432	1,414	28	28	635,000	585,000	535,000	－
2	北海道	釧路市	164,574	2,496	28	28	600,000	540,000	490,000	－
3		苫小牧市	169,879	1,932	28	28	520,000	480,000	440,000	－
4	埼玉県	新座市	166,247	854	26	26	463,000	420,000	400,000	－
5		久喜市	152,120	955	27	27	483,000	433,000	410,000	－
6	千葉県	市川市	492,283	3,117	42	42	724,000	652,000	604,000	－
7		松戸市	492,622	4,289	44	44	720,000	660,000	590,000	－
8		野田市	153,993	1,065	28	28	547,000	492,000	450,000	－
9		佐倉市	173,216	1,016	28	28	520,000	480,000	460,000	－
10		習志野市	175,301	1,441	30	30	540,000	500,000	480,000	－
11		流山市	201,284	1,117	28	28	547,900	488,100	458,250	－
12		八千代市	202,561	1,303	28	28	520,000	480,000	460,000	－
13		浦安市	169,963	1,379	21	21	630,000	560,000	520,000	－
14	東京都	立川市	184,661	1,060	28	28	662,000	599,000	555,000	－
15		府中市	260,508	1,313	30	26	650,000	570,000	550,000	－
16		町田市	429,645	2,292	36	36	640,000	580,000	550,000	－
17		小平市	195,207	960	28	25	650,000	580,000	550,000	－
18		日野市	187,048	1,443	24	24	625,000	560,000	545,000	－
19		東村山市	151,259	790	25	25	558,000	506,000	485,000	－
20		西東京市	206,067	1,017	28	28	627,000	561,000	528,000	－
21	神奈川県	鎌倉市	177,047	1,344	26	26	579,000	520,000	479,000	－
22		藤沢市	440,313	3,802	36	36	690,000	610,000	565,000	－
23		秦野市	162,072	1,085	24	24	556,000	484,000	444,000	－
24	三重県	津市	275,238	2,600	34	34	670,000	610,000	550,000	－
25	大阪府	和泉市	184,813	1,140	24	24	660,000	630,000	600,000	－
26	兵庫県	伊丹市	203,162	2,174	28	28	720,000	646,000	584,000	－
27		川西市	156,016	1,110	26	26	701,000	629,000	570,000	－
28	山口県	宇部市	162,615	1,233	28	28	551,000	498,000	470,000	－
29		山口市	189,600	1,713	34	34	557,000	480,000	449,000	－
30	徳島県	徳島市	251,403	2,738	30	30	714,000	647,000	606,000	－
平均			223,838	1,673	29	29	608,663	549,337	512,575	－

類似団体の各市の状況（議員の期末手当・年収）

	都道府県	市	期末手当		年収(円)		
			支給月数	加算率(%)	議長	副議長	議員
1	京都府	宇治市	3.35	30	10,385,425	9,567,675	8,749,925
2	北海道	釧路市	3.35	45	10,114,500	9,103,050	8,260,174
3		苫小牧市	4.45	15	8,901,100	8,216,400	7,531,700
4	埼玉県	新座市	3.35	20	7,417,260	6,728,400	6,408,000
5		久喜市	4.45	20	8,375,220	7,508,220	7,109,400
6	千葉県	市川市	4.45	20	12,554,160	11,305,680	10,473,360
7		松戸市	4.45	15	12,324,600	11,297,550	10,099,324
8		野田市	4.25	20	9,353,700	8,413,200	7,695,000
9		佐倉市	4.40	20	8,985,600	8,294,400	7,948,800
10		習志野市	4.45	20	9,363,600	8,670,000	8,323,200
11		流山市	4.25	20	9,369,090	8,346,510	7,836,076
12		八千代市	4.05	15	8,661,900	7,995,600	7,662,450
13		浦安市	4.45	20	10,924,200	9,710,400	9,016,800
14	東京都	立川市	4.35	20	11,399,640	10,314,780	9,557,100
15		府中市	4.55	20	11,349,000	9,952,200	9,603,000
16		町田市	4.90	20	11,443,200	10,370,400	9,834,000
17		小平市	3.85	20	10,803,000	9,639,600	9,141,000
18		日野市	4.40	20	10,800,000	9,676,800	9,417,600
19		東村山市	4.15	0	9,011,700	8,171,900	7,832,750
20		西東京市	4.20	20	10,684,080	9,559,440	8,997,120
21	神奈川県	鎌倉市	4.45	20	10,039,860	9,016,800	8,305,860
22		藤沢市	3.40	45	11,681,700	10,327,300	9,565,450
23		秦野市	4.25	20	9,507,600	8,276,400	7,592,400
24	三重県	津市	4.05	20	11,296,200	10,284,600	9,273,000
25	大阪府	和泉市	4.45	20	11,444,400	10,924,200	10,404,000
26	兵庫県	伊丹市	3.35	45	12,137,400	10,889,946	9,844,780
27		川西市	4.45	6	11,718,617	10,514,993	9,528,690
28	山口県	宇部市	3.35	20	8,827,020	7,977,960	7,529,400
29		山口市	3.35	20	8,923,140	7,689,600	7,192,980
30	徳島県	徳島市	3.20	20	11,309,760	10,248,480	9,599,040
平均			4.08	21	10,303,556	9,299,749	8,677,746

類似団体の各市の状況（特別職・議員の任期内収入）

任期：教育長3年。その他4年。（万円）

	都道府県	市	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
1	京都府	宇治市	8,193.6	6,513.8	4,183.7	4,154.2	3,827.1	3,500.0
2	北海道	釧路市	8,531.3	6,663.6	4,170.3	4,045.8	3,641.2	3,304.1
3		苫小牧市	8,591.7	6,757.6	4,063.2	3,560.4	3,286.6	3,012.7
4	埼玉県	新座市	8,082.0	6,227.8	4,245.9	2,966.9	2,691.4	2,563.2
5		久喜市	8,486.7	6,516.6	4,444.1	3,350.1	3,003.3	2,843.8
6	千葉県	市川市	10,087.2	7,667.2	4,843.6	5,021.7	4,522.3	4,189.3
7		松戸市	10,277.1	7,550.5	4,812.9	4,929.8	4,519.0	4,039.7
8		野田市	9,048.0	6,937.7	4,561.1	3,741.5	3,365.3	3,078.0
9		佐倉市	8,181.5	6,579.0	4,311.2	3,594.2	3,317.8	3,179.5
10		習志野市	8,641.2	6,590.2	4,498.3	3,745.4	3,468.0	3,329.3
11		流山市	8,428.0	6,893.3	4,657.2	3,747.6	3,338.6	3,134.4
12		八千代市	7,779.3	6,630.6	4,425.9	3,464.8	3,198.2	3,065.0
13		浦安市	8,910.7	6,997.5	4,787.3	4,369.7	3,884.2	3,606.7
14	東京都	立川市	8,627.8	7,287.3	4,607.0	4,559.9	4,125.9	3,822.8
15		府中市	9,053.5	7,610.1	4,844.9	4,539.6	3,980.9	3,841.2
16		町田市	8,848.9	7,318.8	4,787.2	4,577.3	4,148.2	3,933.6
17		小平市	8,610.0	7,020.0	4,617.0	4,321.2	3,855.8	3,656.4
18		日野市	7,302.2	6,266.5	4,389.7	4,320.0	3,870.7	3,767.0
19		東村山市	7,483.6	6,228.6	4,115.9	3,604.7	3,268.8	3,133.1
20		西東京市	8,133.8	7,030.0	4,560.6	4,273.6	3,823.8	3,598.8
21	神奈川県	鎌倉市	8,438.3	6,887.1	4,371.6	4,015.9	3,606.7	3,322.3
22		藤沢市	9,419.0	7,519.4	4,699.6	4,672.7	4,130.9	3,826.2
23		秦野市	7,347.2	6,099.1	3,947.1	3,803.0	3,310.6	3,037.0
24	三重県	津市	10,820.9	7,495.9	4,515.5	4,518.5	4,113.8	3,709.2
25	大阪府	和泉市	9,322.0	7,391.7	4,737.9	4,577.8	4,369.7	4,161.6
26	兵庫県	伊丹市	8,867.6	7,022.6	4,484.7	4,855.0	4,356.0	3,937.9
27		川西市	8,600.0	6,569.9	4,289.7	4,687.4	4,206.0	3,811.5
28	山口県	宇部市	8,324.6	6,414.5	3,545.2	3,530.8	3,191.2	3,011.8
29		山口市	9,308.0	6,915.8	4,328.6	3,569.3	3,075.8	2,877.2
30	徳島県	徳島市	9,635.8	7,377.7	4,142.7	4,523.9	4,099.4	3,839.6
平均			8,712.7	6,899.3	4,433.0	4,121.4	3,719.9	3,471.1

府内の各市の状況（特別職の給料月額・期末手当・年収）

	市	給料月額(円)							期末手当		地域 手当 (%)	年収(千円)			退職手当(千円)			任期内収入(千円)・順位					
		本則の給料月額			減額 措置	減額措置反映後の給料月額			支給 月数	加算 率 (%)		市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長	市長 (4年)		副市長 (4年)		教育長 (3年)	
		市長	副市長	教育長		市長	副市長	教育長															
1	宇治市	1,075,000	895,000	785,000	有	967,500	823,400	730,050	3.35	30	0.0	16,292	13,779	12,179	16,770	10,024	5,299	81,936	5	65,138	2	41,837	2
2	京都市	1,390,000	1,100,000	573,100	有	973,000	935,000	538,714	3.35(4.45) ※1	45(43)	10.0	17,961	17,260	11,064	34,027	20,803	6,355	105,872	1	89,842	1	39,546	7
3	福知山市	935,000	760,000	685,000	有	841,500	722,000	650,750	3.35	15	0.0	13,700	11,592	10,448	13,733	7,624	4,217	68,534	13	53,992	12	35,561	12
4	舞鶴市	949,000	781,000	688,000	－	949,000	781,000	688,000	3.35	15	0.0	15,044	12,381	10,907	20,878	11,465	6,254	81,054	7	60,988	6	38,973	9
5	綾部市	880,000	720,000	640,000	－	880,000	720,000	640,000	3.35	15	0.0	13,950	11,414	10,146	18,656	9,072	5,184	74,457	11	54,727	11	35,621	11
6	宮津市	900,000	730,000	660,000	有	720,000	584,000	528,000	3.35	15	0.0	12,107	9,820	8,879	15,264	7,358	4,277	63,693	14	46,640	15	30,913	15
7	亀岡市	985,000	787,000	694,000	－	985,000	787,000	694,000	3.35	15	6.0	16,552	13,224	11,662	19,503	9,208	5,247	85,709	3	62,106	5	40,232	4
8	城陽市	946,000	780,000	701,000	－	946,000	780,000	701,000	3.35	15	3.0	15,446	12,736	11,446	19,450	9,547	5,510	81,235	6	60,491	7	39,848	6
9	向日市	874,000	722,000	651,000	－	874,000	722,000	651,000	3.35	30	6.0	15,126	12,495	11,266	18,529	9,097	5,273	79,031	9	59,077	9	39,072	8
10	長岡京市	930,000	770,000	686,000	有	901,600	746,400	665,000	3.35	15	12.0	16,130	13,354	11,898	21,638	10,450	5,985	86,159	2	63,866	3	41,678	3
11	八幡市	848,700	721,300	654,700	－	848,700	721,300	654,700	3.35	15	6.0	14,261	12,120	11,001	18,671	9,377	5,499	75,716	10	57,859	10	38,504	10
12	京田辺市	875,000	730,000	680,000	－	875,000	730,000	680,000	3.95	15	10.0	15,922	13,284	12,374	18,550	9,198	5,508	82,239	4	62,333	4	42,629	1
13	京丹後市	863,000	697,000	628,000	有	819,850	662,150	596,600	3.35	15	0.0	12,830	10,497	9,458	18,296	8,782	5,087	69,617	12	50,769	13	33,460	13
14	南丹市	736,000	647,800	579,200	－	736,000	647,800	579,200	3.35	15	0.0	11,667	10,269	9,182	15,603	8,162	4,692	62,273	15	49,239	14	32,237	14
15	木津川市	880,000	730,000	660,000	－	880,000	730,000	660,000	3.35	35	6.0	15,377	12,756	11,533	18,656	9,198	5,346	80,163	8	60,221	8	39,944	5
平均		937,780	771,407	664,333	－	879,810	739,470	643,801	3.39	20	3.9	14,824	12,465	10,896	19,215	9,958	5,315	78,513	－	59,819	－	38,004	－
京都市除く平均		905,479	747,936	670,850	－	873,154	725,504	651,307	3.39	19	3.5	14,600	12,123	10,884	18,157	9,183	5,241	76,558	－	57,675	－	37,893	－

※1…市長・副市長(3.35月)、教育長(4.45月)、市長：△30%、副市長：△15%、教育長：△6%の減額措置有り

府内の各市の状況（議員の報酬月額・期末手当・年収）

	市	報酬月額(円)							期末手当		地域 手当 (%)	年収(千円)			退職手当(千円)			任期内収入(千円)・順位					
		本則の報酬月額			減額 措置	減額措置後の報酬月額			支給 月数	加算 率 (%)		議長	副議長	議員	議長	副議長	議員	議長 (4年)		副議長 (4年)		議員 (4年)	
		議長	副議長	議員		議長	副議長	議員															
1	宇治市	635,000	585,000	535,000	－	－	－	－	3.35	30	－	10,385	9,568	8,750	－	－	－	41,542	2	38,271	2	35,000	2
2	京都市	1,120,000	1,030,000	960,000	有	1,008,000	927,000	864,000	3.35	45	－	17,128	15,752	14,681	－	－	－	68,513	1	63,008	1	58,726	1
3	福知山市	495,000	440,000	410,000	－	－	－	－	3.35	15	－	7,847	6,975	6,500	－	－	－	31,388	9	27,900	8	25,998	8
4	舞鶴市	570,000	480,000	440,000	－	－	－	－	3.35	15	－	9,036	7,609	6,975	－	－	－	36,144	3	30,437	7	27,900	6
5	綾部市	450,000	400,000	365,000	－	－	－	－	3.35	15	－	7,134	6,341	5,786	－	－	－	28,534	13	25,364	12	23,145	12
6	宮津市	430,000	370,000	350,000	－	－	－	－	3.35	15	－	6,817	5,865	5,548	－	－	－	27,266	14	23,462	15	22,193	14
7	亀岡市	560,000	490,000	440,000	－	－	－	－	3.35	15	－	8,877	7,768	6,975	－	－	－	35,510	4	31,071	5	27,900	6
8	城陽市	560,000	495,000	445,000	－	－	－	－	3.35	15	－	8,877	7,847	7,054	－	－	－	35,510	4	31,388	4	28,217	5
9	向日市	475,000	440,000	400,000	－	－	－	－	3.35	15	－	7,530	6,975	6,341	－	－	－	30,120	10	27,900	8	25,364	9
10	長岡京市	520,000	490,000	450,000	－	－	－	－	3.35	15	－	8,243	7,768	7,134	－	－	－	32,973	7	31,071	5	28,534	4
11	八幡市	550,000	500,000	470,000	－	－	－	－	3.35	15	－	8,719	7,926	7,451	－	－	－	34,875	6	31,705	3	29,803	3
12	京田辺市	515,000	430,000	400,000	－	－	－	－	3.35	15	－	8,164	6,817	6,341	－	－	－	32,656	8	27,266	10	25,364	9
13	京丹後市	430,000	380,000	360,000	－	－	－	－	3.35	15	－	6,817	6,024	5,707	－	－	－	27,266	14	24,096	13	22,828	13
14	南丹市	470,000	415,000	380,000	－	－	－	－	3.35	15	－	7,451	6,579	6,024	－	－	－	29,803	11	26,315	11	24,096	11
15	木津川市	470,000	380,000	350,000	－	－	－	－	3.35	15	－	7,451	6,024	5,548	－	－	－	29,803	11	24,096	13	22,193	14
平均		550,000	488,333	450,333	－	1,008,000	927,000	864,000	3.35	18	－	8,698	7,722	7,121	－	－	－	34,794	－	30,890	－	28,484	－
京都市除く平均		509,286	449,643	413,929	－	－	－	－	3.35	16	－	8,096	7,149	6,581	－	－	－	32,385	－	28,596	－	26,324	－

府内の各市の状況（特別職の退職手当）

	市	退職手当（教育長は任期3年。市長、副市長は任期4年。）							
		算定基礎 給料	算定式	支給率			支給額（円）		
				市長	副市長	教育長	市長	副市長	教育長
1	宇治市	本則	年	390/100	280/100	225/100	16,770,000	10,024,000	5,298,750
2	京都市	本則	月	612/100	472.8/100	369.6/100	34,027,200	20,803,200	6,354,532
3	福知山市	退職月の 給与月額 による	年	408/100	264/100	216/100	13,733,280	7,624,320	4,216,860
4	舞鶴市	本則	年	550/100	367/100	303/100	20,878,000	11,465,080	6,253,920
5	綾部市	本則	年	530/100	315/100	270/100	18,656,000	9,072,000	5,184,000
6	宮津市	減額後	年	530/100	315/100	270/100	15,264,000	7,358,400	4,276,800
7	亀岡市	本則	月	495/100	292.5/100	252/100	19,503,000	9,207,900	5,246,640
8	城陽市	本則	年	514/100	306/100	262/100	19,449,760	9,547,200	5,509,860
9	向日市	本則	年	530/100	315/100	270/100	18,528,800	9,097,200	5,273,100
10	長岡京市	減額後	年	600/100	350/100	300/100	21,638,400	10,449,600	5,985,000
11	八幡市	本則	年	550/100	325/100	280/100	18,671,400	9,376,900	5,499,480
12	京田辺市	本則	年	530/100	315/100	270/100	18,550,000	9,198,000	5,508,000
13	京丹後市	本則	月	530/100	315/100	270/100	18,295,600	8,782,200	5,086,800
14	南丹市	本則	年	530/100	315/100	270/100	15,603,200	8,162,280	4,691,520
15	木津川市	減額後	年	530/100	530/100	270/100	18,656,000	9,198,000	5,346,000
平均		－	－	522/100	324/100	273/100	19,214,976	9,957,752	5,315,417
京都市除く平均		－	－	516/100	314/100	266/100	18,156,960	9,183,077	5,241,195

※支給率は年率にそろえている。

類似団体の主要項目の順位

順位	人口(人) R3.4.1現在			職員数(人) R3.4.1現在			議員定数 実数(人)			順位
1	千葉県	松戸市	492,622	千葉県	松戸市	4,289	千葉県	松戸市	44	1
2	千葉県	市川市	492,283	神奈川県	藤沢市	3,802	千葉県	市川市	42	2
3	神奈川県	藤沢市	440,313	千葉県	市川市	3,117	神奈川県	藤沢市	36	3
4	東京都	町田市	429,645	徳島県	徳島市	2,738	東京都	町田市	36	4
5	三重県	津市	275,238	三重県	津市	2,600	三重県	津市	34	5
6	東京都	府中市	260,508	北海道	釧路市	2,496	山口県	山口市	34	6
7	徳島県	徳島市	251,403	東京都	町田市	2,292	徳島県	徳島市	30	7
8	東京都	西東京市	206,067	兵庫県	伊丹市	2,174	千葉県	習志野市	30	8
9	兵庫県	伊丹市	203,162	北海道	苫小牧市	1,932	北海道	釧路市	28	9
10	千葉県	八千代市	202,561	山口県	山口市	1,713	兵庫県	伊丹市	28	10
11	千葉県	流山市	201,284	東京都	日野市	1,443	北海道	苫小牧市	28	11
12	東京都	小平市	195,207	千葉県	習志野市	1,441	京都府	宇治市	28	12
13	山口県	山口市	189,600	京都府	宇治市	1,414	千葉県	八千代市	28	13
14	東京都	日野市	187,048	千葉県	浦安市	1,379	山口県	宇部市	28	14
15	大阪府	和泉市	184,813	神奈川県	鎌倉市	1,344	千葉県	流山市	28	15
16	東京都	立川市	184,661	東京都	府中市	1,313	千葉県	野田市	28	16
17	京都府	宇治市	184,432	千葉県	八千代市	1,303	東京都	立川市	28	17
18	神奈川県	鎌倉市	177,047	山口県	宇部市	1,233	東京都	西東京市	28	18
19	千葉県	習志野市	175,301	大阪府	和泉市	1,140	千葉県	佐倉市	28	19
20	千葉県	佐倉市	173,216	千葉県	流山市	1,117	埼玉県	久喜市	27	20
21	千葉県	浦安市	169,963	兵庫県	川西市	1,110	神奈川県	鎌倉市	26	21
22	北海道	苫小牧市	169,879	神奈川県	秦野市	1,085	東京都	府中市	26	22
23	埼玉県	新座市	166,247	千葉県	野田市	1,065	兵庫県	川西市	26	23
24	北海道	釧路市	164,574	東京都	立川市	1,060	埼玉県	新座市	26	24
25	山口県	宇部市	162,615	東京都	西東京市	1,017	東京都	小平市	25	25
26	神奈川県	秦野市	162,072	千葉県	佐倉市	1,016	東京都	東村山市	25	26
27	兵庫県	川西市	156,016	東京都	小平市	960	東京都	日野市	24	27
28	千葉県	野田市	153,993	埼玉県	久喜市	955	大阪府	和泉市	24	28
29	埼玉県	久喜市	152,120	埼玉県	新座市	854	神奈川県	秦野市	24	29
30	東京都	東村山市	151,259	東京都	東村山市	790	千葉県	浦安市	21	30
	平均		223,838.3	平均		1,673.07	平均		28.9	
	宇治市を除く平均		225,197.1	宇治市を除く平均		1,682.00	宇治市を除く平均		29.0	

類似団体の主要項目の順位

順位	ラスパイレス指数(R2)			財政力指数 (1.0を超えれば地方交付税の不 交付団体になる。)			経常収支比率 (比率が高いほど財政の自由度 が少ない)			順位
1	千葉県	流山市	102.9	千葉県	浦安市	1.52	神奈川県	鎌倉市	101.2	1
2	千葉県	市川市	102.2	東京都	府中市	1.21	千葉県	習志野市	97.9	2
3	千葉県	習志野市	102.0	東京都	立川市	1.17	千葉県	八千代市	97.3	3
4	千葉県	八千代市	101.7	千葉県	市川市	1.08	三重県	津市	97.3	4
5	京都府	宇治市	101.6	神奈川県	鎌倉市	1.08	埼玉県	新座市	96.8	5
6	神奈川県	藤沢市	101.4	神奈川県	藤沢市	1.06	東京都	東村山市	96.8	6
7	神奈川県	秦野市	101.3	東京都	小平市	0.97	大阪府	和泉市	96.8	7
8	千葉県	浦安市	101.3	東京都	町田市	0.97	北海道	釧路市	96.8	8
9	千葉県	松戸市	101.1	東京都	日野市	0.97	徳島県	徳島市	96.7	9
10	東京都	東村山市	101.0	千葉県	流山市	0.95	京都府	宇治市	96.4	10
11	埼玉県	新座市	100.7	千葉県	習志野市	0.95	兵庫県	川西市	96.3	11
12	千葉県	佐倉市	100.6	千葉県	八千代市	0.95	千葉県	佐倉市	95.9	12
13	兵庫県	伊丹市	100.1	千葉県	佐倉市	0.92	千葉県	野田市	95.8	13
14	山口県	宇部市	100.0	埼玉県	新座市	0.91	神奈川県	秦野市	95.3	14
15	三重県	津市	99.9	千葉県	松戸市	0.90	山口県	山口市	95.2	15
16	山口県	山口市	99.9	東京都	西東京市	0.90	東京都	西東京市	95.1	16
17	北海道	釧路市	99.8	神奈川県	秦野市	0.89	東京都	日野市	95.0	17
18	神奈川県	鎌倉市	99.7	埼玉県	久喜市	0.87	兵庫県	伊丹市	94.8	18
19	東京都	小平市	99.7	千葉県	野田市	0.86	千葉県	松戸市	94.2	19
20	東京都	町田市	99.6	兵庫県	伊丹市	0.83	山口県	宇部市	94.1	20
21	徳島県	徳島市	98.9	徳島県	徳島市	0.82	東京都	小平市	93.7	21
22	東京都	西東京市	98.9	東京都	東村山市	0.81	東京都	町田市	93.3	22
23	千葉県	野田市	98.7	北海道	苫小牧市	0.78	埼玉県	久喜市	93.1	23
24	東京都	立川市	98.7	京都府	宇治市	0.75	神奈川県	藤沢市	92.8	24
25	東京都	府中市	98.7	大阪府	和泉市	0.75	千葉県	市川市	91.6	25
26	北海道	苫小牧市	98.6	山口県	宇部市	0.73	東京都	立川市	91.0	26
27	兵庫県	川西市	98.5	兵庫県	川西市	0.72	北海道	苫小牧市	89.4	27
28	東京都	日野市	98.3	三重県	津市	0.71	東京都	府中市	87.0	28
29	大阪府	和泉市	98.1	山口県	山口市	0.64	千葉県	浦安市	86.9	29
30	埼玉県	久喜市	97.3	北海道	釧路市	0.45	千葉県	流山市	86.8	30
	平均		100.0	平均		0.90	平均		94.4	
	宇治市を除く平均		100.0	宇治市を除く平均		0.91	宇治市を除く平均		94.3	

類似団体の主要項目の順位

順位	個人市民税 市民一人あたり(千円)			個人市民税 地方税に占める割合(%)			個人市民税 歳入に占める割合(%)			順位
1	千葉県	浦安市	100.7	千葉県	松戸市	48.1	神奈川県	鎌倉市	26.1	1
2	神奈川県	鎌倉市	92.8	千葉県	流山市	47.5	千葉県	市川市	24.7	2
3	千葉県	市川市	81.1	東京都	西東京市	47.3	千葉県	浦安市	22.2	3
4	東京都	府中市	78.6	千葉県	市川市	46.7	千葉県	流山市	22.1	4
5	神奈川県	藤沢市	77.7	兵庫県	川西市	45.9	千葉県	佐倉市	21.7	5
6	東京都	西東京市	75.5	千葉県	佐倉市	45.4	千葉県	松戸市	21.7	6
7	千葉県	習志野市	74.0	東京都	東村山市	45.3	神奈川県	藤沢市	21.6	7
8	東京都	立川市	72.9	東京都	町田市	45.3	東京都	西東京市	21.5	8
9	東京都	日野市	72.9	神奈川県	鎌倉市	45.1	千葉県	八千代市	21.4	9
10	東京都	町田市	72.8	千葉県	習志野市	44.8	東京都	小平市	20.8	10
11	東京都	小平市	72.4	東京都	小平市	44.2	東京都	町田市	19.6	11
12	千葉県	流山市	70.8	千葉県	八千代市	44.1	千葉県	習志野市	19.6	12
13	千葉県	松戸市	68.0	東京都	日野市	43.6	東京都	府中市	19.4	13
14	千葉県	八千代市	65.5	埼玉県	新座市	42.6	東京都	日野市	18.5	14
15	千葉県	佐倉市	64.4	京都府	宇治市	41.3	神奈川県	秦野市	18.4	15
16	埼玉県	新座市	63.1	神奈川県	藤沢市	40.9	埼玉県	新座市	18.1	16
17	東京都	東村山市	63.0	大阪府	和泉市	40.3	埼玉県	久喜市	17.2	17
18	三重県	津市	58.4	千葉県	浦安市	40.2	東京都	東村山市	16.7	18
19	兵庫県	川西市	57.3	神奈川県	秦野市	39.9	東京都	立川市	16.6	19
20	埼玉県	久喜市	57.3	東京都	府中市	38.8	京都府	宇治市	15.9	20
21	神奈川県	秦野市	57.1	三重県	津市	38.3	千葉県	野田市	15.9	21
22	兵庫県	伊丹市	56.8	埼玉県	久喜市	37.8	兵庫県	川西市	15.7	22
23	徳島県	徳島市	55.7	兵庫県	伊丹市	37.2	大阪府	和泉市	15.2	23
24	京都府	宇治市	54.2	山口県	山口市	36.9	兵庫県	伊丹市	15.1	24
25	山口県	山口市	52.6	北海道	釧路市	35.5	三重県	津市	14.2	25
26	千葉県	野田市	52.6	千葉県	野田市	35.3	徳島県	徳島市	14.2	26
27	大阪府	和泉市	52.2	山口県	宇部市	35.0	山口県	宇部市	12.6	27
28	山口県	宇部市	52.1	徳島県	徳島市	34.5	山口県	山口市	11.2	28
29	北海道	苫小牧市	47.9	東京都	立川市	33.0	北海道	苫小牧市	10.0	29
30	北海道	釧路市	44.7	北海道	苫小牧市	29.1	北海道	釧路市	8.0	30
	平均		65.5	平均		41.0	平均		17.9	
	宇治市を除く平均		65.9	宇治市を除く平均		41.0	宇治市を除く平均		17.9	

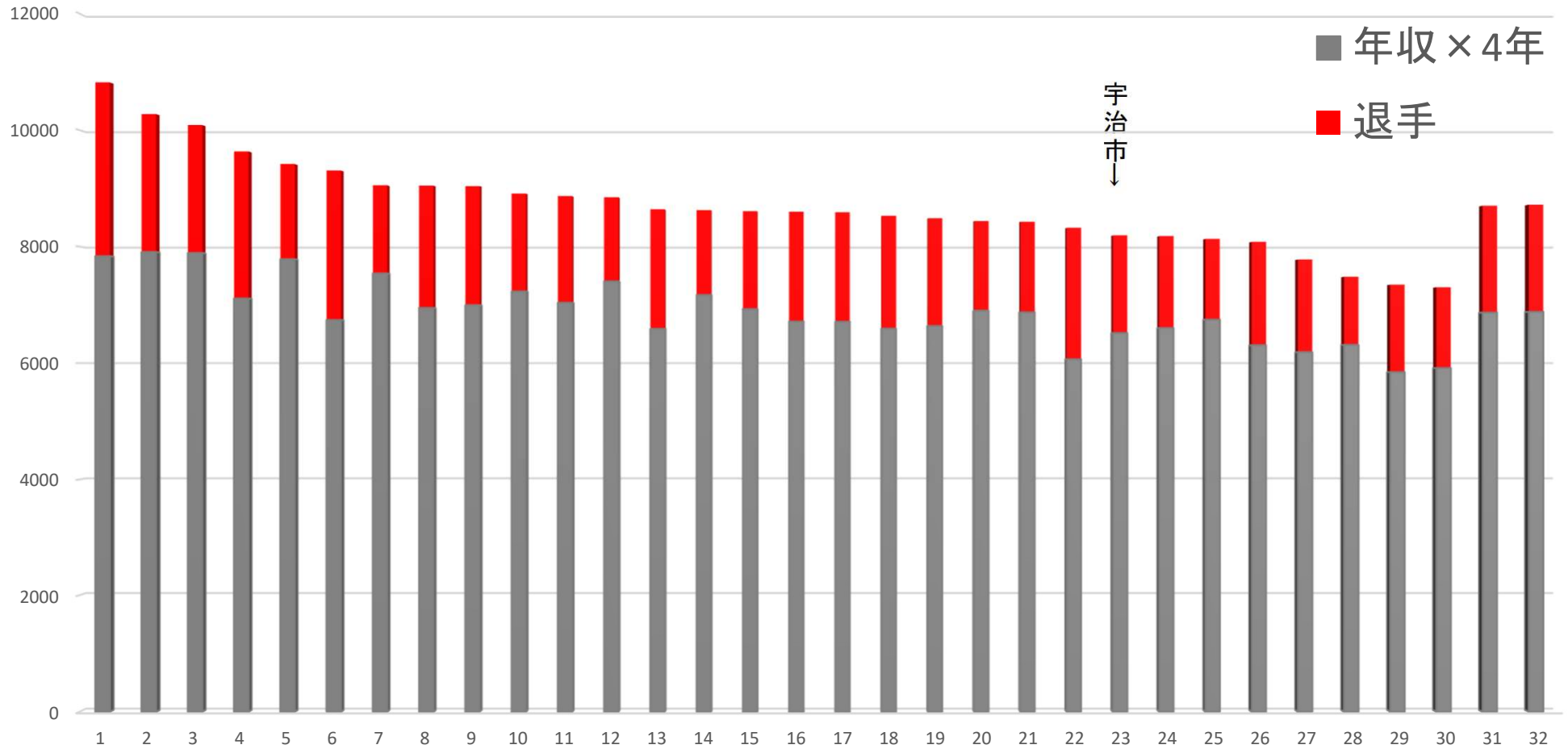
類似団体の主要項目の順位

順位	議長 報酬月額(万円)			副議長 報酬月額(万円)			議員 報酬月額(万円)			順位
1	千葉県	市川市	72.4	千葉県	松戸市	66.0	徳島県	徳島市	60.6	1
2	千葉県	松戸市	72.0	千葉県	市川市	65.2	千葉県	市川市	60.4	2
3	兵庫県	伊丹市	72.0	徳島県	徳島市	64.7	大阪府	和泉市	60.0	3
4	徳島県	徳島市	71.4	兵庫県	伊丹市	64.6	千葉県	松戸市	59.0	4
5	兵庫県	川西市	70.1	大阪府	和泉市	63.0	兵庫県	伊丹市	58.4	5
6	神奈川県	藤沢市	69.0	兵庫県	川西市	62.9	兵庫県	川西市	57.0	6
7	三重県	津市	67.0	神奈川県	藤沢市	61.0	神奈川県	藤沢市	56.5	7
8	東京都	立川市	66.2	三重県	津市	61.0	東京都	立川市	55.5	8
9	大阪府	和泉市	66.0	東京都	立川市	59.9	三重県	津市	55.0	9
10	東京都	府中市	65.0	京都府	宇治市	58.5	東京都	小平市	55.0	10
11	東京都	小平市	65.0	東京都	小平市	58.0	東京都	町田市	55.0	11
12	東京都	町田市	64.0	東京都	町田市	58.0	東京都	府中市	55.0	12
13	京都府	宇治市	63.5	東京都	府中市	57.0	東京都	日野市	54.5	13
14	千葉県	浦安市	63.0	東京都	西東京市	56.1	京都府	宇治市	53.5	14
15	東京都	西東京市	62.7	千葉県	浦安市	56.0	東京都	西東京市	52.8	15
16	東京都	日野市	62.5	東京都	日野市	56.0	千葉県	浦安市	52.0	16
17	北海道	釧路市	60.0	北海道	釧路市	54.0	北海道	釧路市	49.0	17
18	神奈川県	鎌倉市	57.9	神奈川県	鎌倉市	52.0	東京都	東村山市	48.5	18
19	東京都	東村山市	55.8	東京都	東村山市	50.6	千葉県	習志野市	48.0	19
20	山口県	山口市	55.7	千葉県	習志野市	50.0	神奈川県	鎌倉市	47.9	20
21	神奈川県	秦野市	55.6	山口県	宇部市	49.8	山口県	宇部市	47.0	21
22	山口県	宇部市	55.1	千葉県	野田市	49.2	千葉県	佐倉市	46.0	22
23	千葉県	流山市	54.8	千葉県	流山市	48.8	千葉県	八千代市	46.0	23
24	千葉県	野田市	54.7	神奈川県	秦野市	48.4	千葉県	流山市	45.8	24
25	千葉県	習志野市	54.0	山口県	山口市	48.0	千葉県	野田市	45.0	25
26	北海道	苫小牧市	52.0	北海道	苫小牧市	48.0	山口県	山口市	44.9	26
27	千葉県	佐倉市	52.0	千葉県	佐倉市	48.0	神奈川県	秦野市	44.4	27
28	千葉県	八千代市	52.0	千葉県	八千代市	48.0	北海道	苫小牧市	44.0	28
29	埼玉県	久喜市	48.3	埼玉県	久喜市	43.3	埼玉県	久喜市	41.0	29
30	埼玉県	新座市	46.3	埼玉県	新座市	42.0	埼玉県	新座市	40.0	30
	平均		60.9	平均		54.9	平均		51.3	
	宇治市を除く平均		60.8	宇治市を除く平均		54.8	宇治市を除く平均		51.2	

類似団体の主要項目の順位

順位	市長 年収(万円)			市長 退職手当(万円)			市長 任期4年総収入(万円)			順位
1	千葉県	松戸市	1,977.1	三重県	津市	2,983.2	三重県	津市	10,820.9	1
2	千葉県	市川市	1,973.2	山口県	山口市	2,566.1	千葉県	松戸市	10,277.1	2
3	三重県	津市	1,959.4	徳島県	徳島市	2,525.3	千葉県	市川市	10,087.2	3
4	神奈川県	藤沢市	1,946.2	千葉県	松戸市	2,368.8	徳島県	徳島市	9,635.8	4
5	東京都	府中市	1,885.4	山口県	宇部市	2,256.0	神奈川県	藤沢市	9,419.0	5
6	東京都	町田市	1,850.8	千葉県	市川市	2,194.6	山口県	山口市	9,308.0	6
7	千葉県	浦安市	1,807.7	千葉県	野田市	2,099.5	東京都	府中市	9,053.5	7
8	東京都	立川市	1,792.6	千葉県	習志野市	2,052.0	千葉県	野田市	9,048.0	8
9	徳島県	徳島市	1,777.6	大阪府	和泉市	2,043.4	大阪府	和泉市	9,039.7	9
10	兵庫県	伊丹市	1,759.4	北海道	釧路市	1,936.3	千葉県	浦安市	8,910.7	10
11	大阪府	和泉市	1,749.1	兵庫県	川西市	1,885.4	兵庫県	伊丹市	8,867.6	11
12	千葉県	野田市	1,737.1	北海道	苫小牧市	1,881.6	東京都	町田市	8,848.9	12
13	東京都	小平市	1,732.5	埼玉県	久喜市	1,848.9	千葉県	習志野市	8,641.2	13
14	神奈川県	鎌倉市	1,725.2	兵庫県	伊丹市	1,830.0	東京都	立川市	8,627.8	14
15	千葉県	流山市	1,717.9	埼玉県	新座市	1,773.6	東京都	小平市	8,610.0	15
16	東京都	西東京市	1,687.0	千葉県	浦安市	1,680.0	兵庫県	川西市	8,600.0	16
17	山口県	山口市	1,685.5	東京都	小平市	1,680.0	北海道	苫小牧市	8,591.7	17
18	兵庫県	川西市	1,678.6	京都府	宇治市	1,677.0	北海道	釧路市	8,531.3	18
19	北海道	苫小牧市	1,677.5	神奈川県	藤沢市	1,634.3	埼玉県	久喜市	8,486.7	19
20	埼玉県	久喜市	1,659.4	千葉県	八千代市	1,589.3	神奈川県	鎌倉市	8,438.3	20
21	千葉県	佐倉市	1,650.6	千葉県	佐倉市	1,579.2	千葉県	流山市	8,428.0	21
22	北海道	釧路市	1,648.8	千葉県	流山市	1,556.5	山口県	宇部市	8,324.6	22
23	千葉県	習志野市	1,647.3	神奈川県	鎌倉市	1,537.6	京都府	宇治市	8,193.6	23
24	京都府	宇治市	1,629.2	東京都	府中市	1,512.0	千葉県	佐倉市	8,181.5	24
25	東京都	東村山市	1,578.6	神奈川県	秦野市	1,500.8	東京都	西東京市	8,133.8	25
26	埼玉県	新座市	1,577.1	東京都	立川市	1,457.4	埼玉県	新座市	8,082.0	26
27	千葉県	八千代市	1,547.5	東京都	町田市	1,445.8	千葉県	八千代市	7,779.3	27
28	山口県	宇部市	1,517.2	東京都	西東京市	1,386.0	東京都	東村山市	7,483.6	28
29	東京都	日野市	1,479.1	東京都	日野市	1,386.0	神奈川県	秦野市	7,347.2	29
30	神奈川県	秦野市	1,461.6	東京都	東村山市	1,169.3	東京都	日野市	7,302.2	30
	平均		1,717.2	平均		1,834.5	平均		8,703.3	
	宇治市を除く平均		1,720.2	宇治市を除く平均		1,840.0	宇治市を除く平均		8,720.9	

市長の任期4年総収入比較

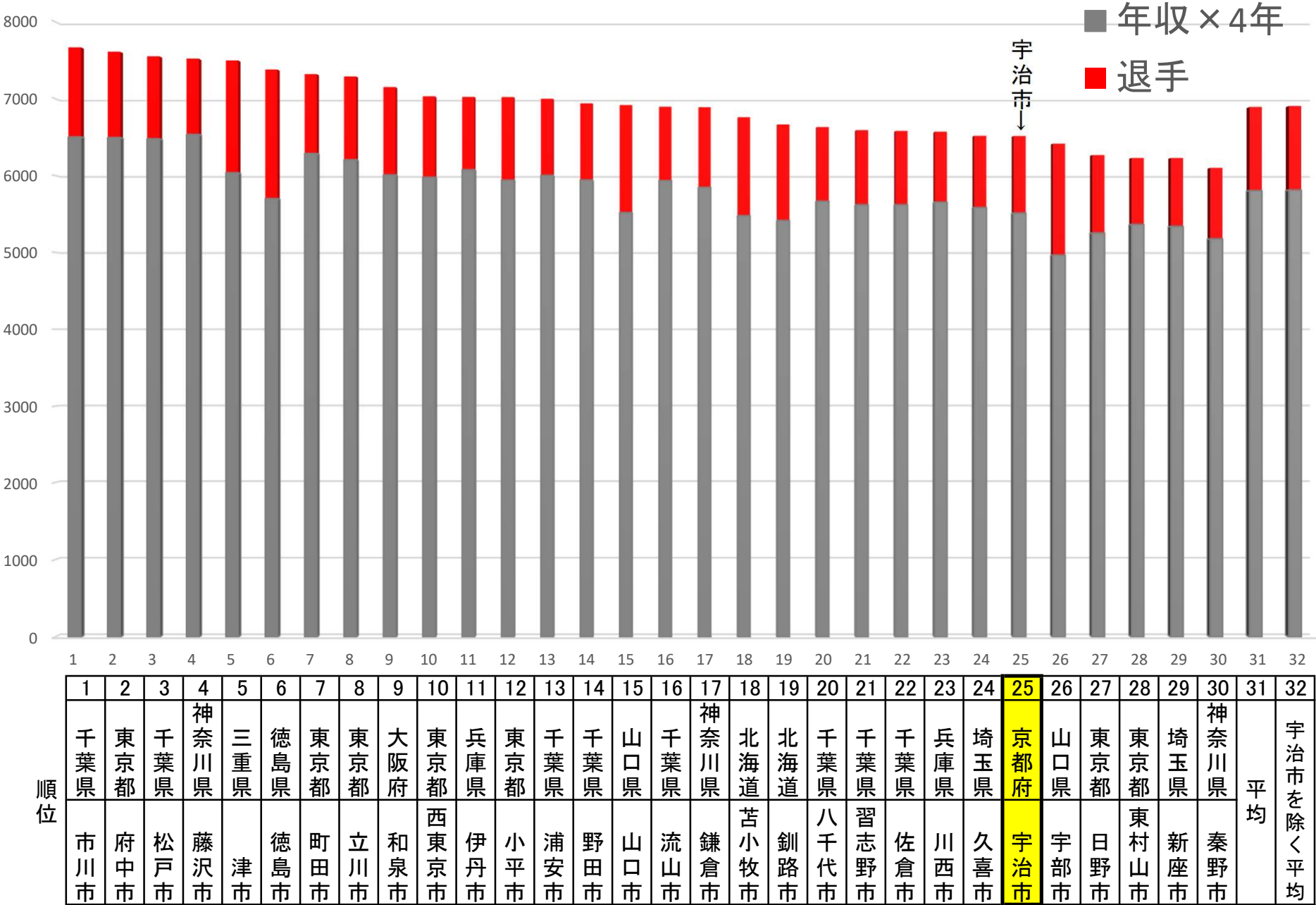


順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	三重県	千葉県	千葉県	徳島県	神奈川県	山口県	東京都	千葉県	大阪府	千葉県	兵庫県	東京都	千葉県	東京都	東京都	兵庫県	北海道	北海道	埼玉県	神奈川県	千葉県	山口県	京都府	千葉県	東京都	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	東京都		
	津市	松戸市	市川市	徳島市	藤沢市	山口市	府中市	野田市	和泉市	浦安市	伊丹市	町田市	習志野市	立川市	小平市	川西市	苫小牧市	釧路市	久喜市	鎌倉市	流山市	宇部市	宇治市	佐倉市	西東京市	新座市	八千代市	東村山市	秦野市	日野市	平均	宇治市を除く平均

類似団体の主要項目の順位

順位	副市長 年収(万円)			副市長 退職手当(万円)			副市長 任期4年総収入(万円)			順位
1	神奈川県	藤沢市	1,633.4	徳島県	徳島市	1,679.1	千葉県	市川市	7,667.2	1
2	千葉県	市川市	1,625.5	三重県	津市	1,461.6	東京都	府中市	7,610.1	2
3	東京都	府中市	1,623.5	山口県	宇部市	1,449.6	千葉県	松戸市	7,550.5	3
4	千葉県	松戸市	1,619.3	山口県	山口市	1,399.7	神奈川県	藤沢市	7,519.4	4
5	東京都	町田市	1,571.4	北海道	苫小牧市	1,280.0	三重県	津市	7,495.9	5
6	東京都	立川市	1,551.5	北海道	釧路市	1,249.2	徳島県	徳島市	7,377.7	6
7	兵庫県	伊丹市	1,518.7	千葉県	市川市	1,165.1	東京都	町田市	7,318.8	7
8	三重県	津市	1,508.6	大阪府	和泉市	1,142.4	東京都	立川市	7,287.3	8
9	大阪府	和泉市	1,501.7	東京都	府中市	1,116.0	大阪府	和泉市	7,149.4	9
10	千葉県	浦安市	1,500.4	東京都	立川市	1,081.2	東京都	西東京市	7,030.0	10
11	東京都	西東京市	1,494.4	東京都	小平市	1,080.0	兵庫県	伊丹市	7,022.6	11
12	千葉県	野田市	1,485.1	千葉県	松戸市	1,073.3	東京都	小平市	7,020.0	12
13	東京都	小平市	1,485.0	東京都	西東京市	1,052.4	千葉県	浦安市	6,997.5	13
14	千葉県	流山市	1,483.3	神奈川県	鎌倉市	1,041.9	千葉県	野田市	6,937.7	14
15	神奈川県	鎌倉市	1,461.3	東京都	町田市	1,033.2	山口県	山口市	6,915.8	15
16	徳島県	徳島市	1,424.6	東京都	日野市	1,014.0	千葉県	流山市	6,893.3	16
17	千葉県	八千代市	1,416.4	京都府	宇治市	1,002.4	神奈川県	鎌倉市	6,887.1	17
18	兵庫県	川西市	1,413.2	千葉県	野田市	997.2	北海道	苫小牧市	6,757.6	18
19	千葉県	佐倉市	1,404.7	千葉県	浦安市	996.0	北海道	釧路市	6,663.6	19
20	千葉県	習志野市	1,404.5	神奈川県	藤沢市	985.9	千葉県	八千代市	6,630.6	20
21	埼玉県	久喜市	1,395.9	千葉県	習志野市	972.0	千葉県	習志野市	6,590.2	21
22	山口県	山口市	1,379.0	千葉県	八千代市	964.8	千葉県	佐倉市	6,579.0	22
23	京都府	宇治市	1,377.9	千葉県	流山市	960.0	兵庫県	川西市	6,569.9	23
24	北海道	苫小牧市	1,369.4	千葉県	佐倉市	960.0	埼玉県	久喜市	6,516.6	24
25	北海道	釧路市	1,353.6	兵庫県	伊丹市	947.8	京都府	宇治市	6,513.8	25
26	東京都	東村山市	1,340.9	埼玉県	久喜市	933.2	山口県	宇部市	6,414.5	26
27	埼玉県	新座市	1,334.7	神奈川県	秦野市	921.6	東京都	日野市	6,266.5	27
28	東京都	日野市	1,313.1	兵庫県	川西市	917.0	東京都	東村山市	6,228.6	28
29	神奈川県	秦野市	1,294.4	埼玉県	新座市	889.1	埼玉県	新座市	6,227.8	29
30	山口県	宇部市	1,241.2	東京都	東村山市	865.1	神奈川県	秦野市	6,099.1	30
	平均		1,450.9	平均		1,087.7	平均		6,891.3	
	宇治市を除く平均		1,453.4	宇治市を除く平均		1,090.6	宇治市を除く平均		6,904.3	

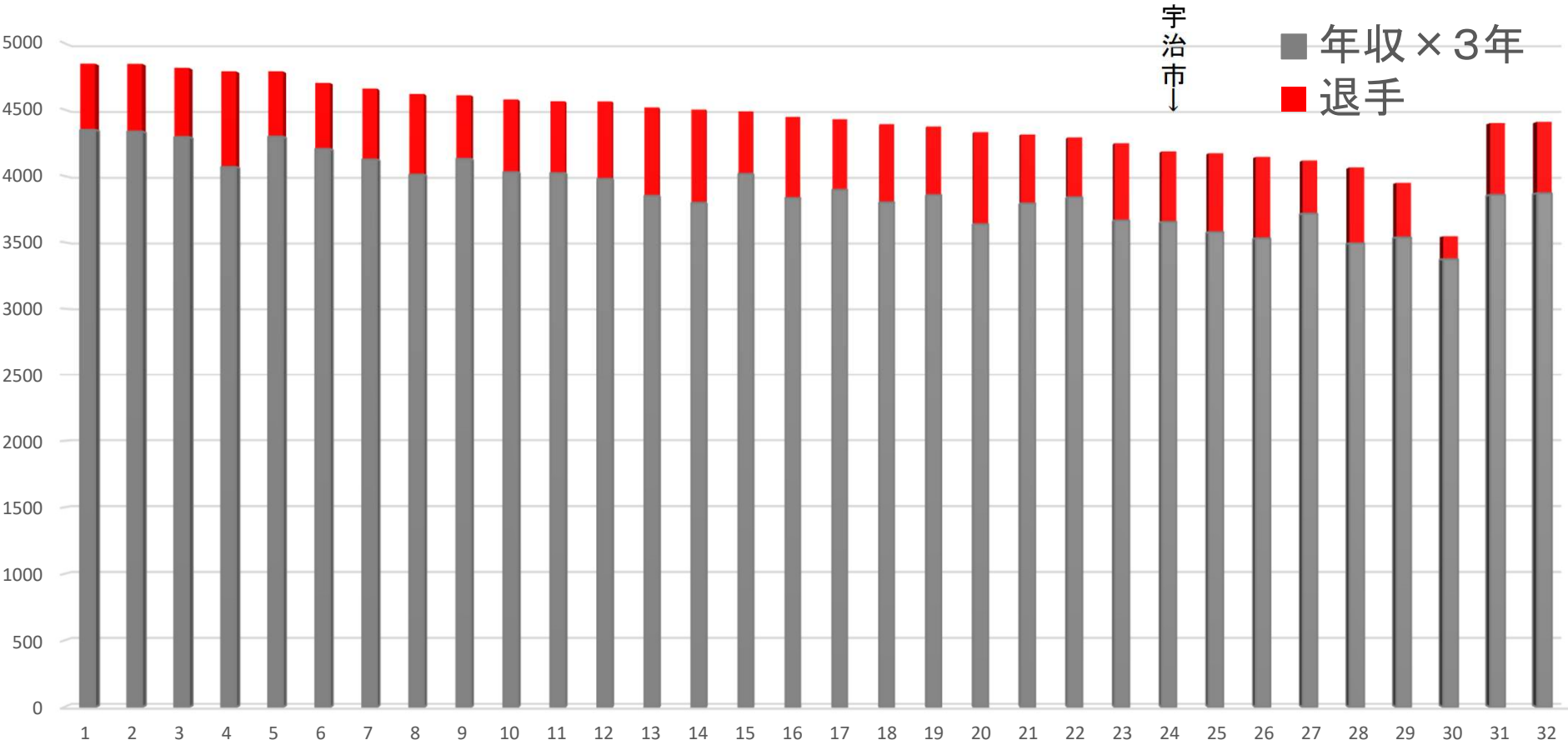
副市長の任期4年総収入比較



類似団体の主要項目の順位

順位	教育長 年収(万円)			教育長 退職手当(万円)			教育長 任期3年総収入(万円)			順位
1	東京都	府中市	1,449.0	千葉県	浦安市	720.0	東京都	府中市	4,844.9	1
2	千葉県	市川市	1,444.9	千葉県	習志野市	700.8	千葉県	市川市	4,843.6	2
3	東京都	町田市	1,431.7	山口県	山口市	692.1	千葉県	松戸市	4,812.9	3
4	千葉県	松戸市	1,431.0	三重県	津市	666.0	千葉県	浦安市	4,787.3	4
5	神奈川県	藤沢市	1,401.1	徳島県	徳島市	612.9	東京都	町田市	4,787.2	5
6	東京都	立川市	1,375.9	埼玉県	久喜市	610.2	神奈川県	藤沢市	4,699.6	6
7	千葉県	流山市	1,374.5	東京都	小平市	607.5	千葉県	流山市	4,657.2	7
8	千葉県	浦安市	1,355.8	北海道	釧路市	593.8	東京都	小平市	4,617.0	8
9	大阪府	和泉市	1,342.7	東京都	日野市	588.8	東京都	立川市	4,607.0	9
10	千葉県	野田市	1,340.4	東京都	西東京市	583.5	大阪府	和泉市	4,575.4	10
11	兵庫県	伊丹市	1,338.3	埼玉県	新座市	581.3	千葉県	野田市	4,561.1	11
12	東京都	小平市	1,336.5	北海道	苫小牧市	571.2	東京都	西東京市	4,560.6	12
13	東京都	西東京市	1,325.7	大阪府	和泉市	547.2	三重県	津市	4,515.5	13
14	千葉県	八千代市	1,298.4	千葉県	野田市	540.0	千葉県	習志野市	4,498.3	14
15	神奈川県	鎌倉市	1,285.4	千葉県	流山市	533.7	兵庫県	伊丹市	4,484.7	15
16	三重県	津市	1,283.2	千葉県	八千代市	530.6	埼玉県	久喜市	4,444.1	16
17	兵庫県	川西市	1,279.8	京都府	宇治市	529.9	千葉県	八千代市	4,425.9	17
18	埼玉県	久喜市	1,278.0	千葉県	松戸市	519.8	東京都	日野市	4,389.7	18
19	東京都	日野市	1,267.0	千葉県	佐倉市	518.4	神奈川県	鎌倉市	4,371.6	19
20	千葉県	習志野市	1,265.8	神奈川県	鎌倉市	515.5	山口県	山口市	4,328.6	20
21	千葉県	佐倉市	1,264.3	千葉県	市川市	508.9	千葉県	佐倉市	4,311.2	21
22	東京都	東村山市	1,238.8	東京都	府中市	498.0	兵庫県	川西市	4,289.7	22
23	埼玉県	新座市	1,221.5	神奈川県	藤沢市	496.4	埼玉県	新座市	4,245.9	23
24	京都府	宇治市	1,217.9	東京都	町田市	492.0	京都府	宇治市	4,183.7	24
25	山口県	山口市	1,212.2	東京都	立川市	479.4	北海道	釧路市	4,170.3	25
26	北海道	釧路市	1,192.2	兵庫県	伊丹市	469.8	徳島県	徳島市	4,142.7	26
27	神奈川県	秦野市	1,178.9	兵庫県	川西市	450.4	東京都	東村山市	4,115.9	27
28	徳島県	徳島市	1,176.6	神奈川県	秦野市	410.4	北海道	苫小牧市	4,063.2	28
29	北海道	苫小牧市	1,164.0	東京都	東村山市	399.6	神奈川県	秦野市	3,947.1	29
30	山口県	宇部市	1,124.5	山口県	宇部市	171.8	山口県	宇部市	3,545.2	30
	平均		1,296.5	平均		538.0	平均		4,427.6	
	宇治市を除く平均		1,299.2	宇治市を除く平均		538.3	宇治市を除く平均		4,436.0	

教育長の任期3年総収入比較



順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
	東京都	千葉県	千葉県	千葉県	東京都	神奈川県	千葉県	東京都	東京都	大阪府	千葉県	東京都	三重県	千葉県	兵庫県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山口県	千葉県	兵庫県	埼玉県	京都府	北海道	徳島県	東京都	北海道	神奈川県	山口県	平均	宇治市を除く平均
	府中市	市川市	松戸市	浦安市	町田市	藤沢市	流山市	小平市	立川市	和泉市	野田市	西東京市	津市	習志野市	伊丹市	久喜市	八千代市	日野市	鎌倉市	山口市	佐倉市	川西市	新座市	宇治市	釧路市	徳島市	東村山市	苫小牧市	秦野市	宇部市		

特別職報酬等審議会に関する法律・条例・規則について

○当審議会の設置について

「宇治市附属機関設置条例」

→執行機関(市長)の附属機関についての条例。組織、運営等は別に定める。

「宇治市特別職報酬等審議会規則」

→組織及び運営に関し必要な事項を定める。

○「地方自治法」の議員、特別職に関する条文

第二百三条

→議員に関する条文

第二百四条

→市長等に関する条文

第二百四条の二

→給与条例主義に関する条文

○特別職の給与について

「特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例」

→特別職の給料、通勤手当及び期末手当について定める。

※市長等の退職手当については、別に定めると明記(第6条)。

※この条例のいう特別職とは、1)市長 2)副市長 3)教育長である(第1条)。

「特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例」

→特別職の退職手当について定める。

○議員の報酬について

「宇治市議会基本条例」

→宇治市議会の基本となる事項を定める ※議員報酬を別の条例で定めると明記(第14条)

「宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」

→議員報酬、期末手当について定める。

○宇治市附属機関設置条例

昭和 28 年 10 月 31 日

条例第 32 号

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、執行機関の附属機関を別表のとおり設置する。

第2条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、附属機関が属する執行機関が別に定める。

(以下の附則等は省略)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
市長	宇治市土地買収評価委員会	土地買収に関する重要事項について市長の諮問に応じ、意見を答申する事務
	宇治市特別職報酬等審議会	宇治市議会議員の議員報酬の額並びに宇治市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例案を市長が議会に提出しようとするときに、あらかじめその議員報酬及び給料の額について市長の諮問に応じ、意見を答申する事務

以下、省略

○宇治市特別職報酬等審議会規則

昭和 40 年 2 月 15 日
規則第 1 号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇治市附属機関設置条例(昭和 28 年宇治市条例第 32 号)第 2 条の規定に基づき、宇治市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員 7 名以内で組織する。

2 委員は、市の住民であって次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 市の区域内の公共的団体等の代表者

(2) 学識経験を有する者

(3) 前各号に掲げる者のほか、適当と思われる者

3 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市長公室人事課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続き、その他審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 15 年規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 23 号)

この規則は、公布の日から施行する。

○地方自治法（抜粋）

（昭和二十二年四月十七日）

（法律第六十七号）

第一次吉田内閣

○議員に関する条文

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○市長等に関する条文

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。
- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○給与条例主義に関する条文

第二百四条の二 普通地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これをその議会の議員、第二百三条の二第一項の者及び前条第一項の者に支給することができない。

○特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例

昭和31年12月19日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる常勤の特別職の職員の給与について定めることを目的とする。

(1) 市長

(2) 副市長

(3) 教育長

(市長等の給与)

第2条 前条に掲げる特別職の職員（以下「市長等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

第3条 市長等の給料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 市長 月額1,075,000円

(2) 副市長 月額895,000円

(3) 教育長 月額785,000円

第4条 市長等の通勤手当の支給は、宇治市職員の給与に関する条例（昭和26年宇治市条例第23号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

第5条 期末手当は、市長等で6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対し、支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職した者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額及び給料の月額に100分の30を乗じて得た額の合計額に100分の167.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分

に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給の一時差止めその他の支給方法は、一般職の職員の例による。

第6条 市長等の退職手当については、別に定めるところによる。

第7条 新たに市長等に就任した者には、その日から給与を支給する。ただし、退職し、又は罷免された地方公務員が即日市長等になったときは、その翌日から給与を支給する。

2 市長等が退職したときは、その日まで、死亡により退職したときは、その日の属する月まで給与を支給する。

3 前2項の規定により給与を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

第8条 市長等の給与の支給期日は、一般職の職員に支給する給与の例による。

附 則

(間の附則、省略)

18 平成30年4月1日から当分の間、支給されるべき市長等の給料の月額は、第3条各号の規定により支給されるべき額から、市長にあつてはその100分の10の額を、副市長にあつてはその100分の8の額を、教育長にあつてはその100分の7の額を減じて得た額とする。

19 前項の規定は、市長等の期末手当の額を算定する場合においては、適用しない。

(以下、省略)

○特別職の職員で常勤のものの退職手当に関する条例（抜粋）

昭和61年3月31日

条例第6号

（趣旨）

第1条 この条例は、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の退職手当に関する事項を定めるものとする。

（退職手当の支給）

第2条 市長等が任期満了による退職その他の退職（以下「退職」という。）をしたときは、その者の在職期間について、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し退職手当を支給する。ただし、その者の在職期間が6月未満であるときは、この限りでない。

（退職手当の額）

第3条 退職手当の額は、退職をした日における市長等の給料月額に、その者の在職期間1年につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

（1） 市長 100分の390

（2） 副市長 100分の280

（3） 教育長 100分の225

2 前項の規定は、市長等の在職期間に1年未満の端数がある場合又は在職期間が6月以上1年未満である場合における退職手当の額について準用する。この場合において、同項中「1年」とあるのは「1月」と、「乗じて得た額」とあるのは「乗じて得た額を12で除して得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」と読み替えるものとする。

（在職期間の計算）

第4条 市長等の在職期間は、市長等となつた日の属する月から退職をした日の属する月までとする。

2 前項の規定により計算した在職期間が4年を超えるときは、これを4年とする。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、市長等の退職手当については、一般職の職員の例による。この場合において、市長に係る宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）第11条第2号に規定する退職手当管理機関は、市長とする。

附 則

(間の附則、省略)

(平成30年4月1日以後における退職手当の額を算定する場合における給料月額の特例)

6 平成30年4月1日から当分の間、第3条に規定する市長等の給料月額は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例附則第18項の規定にかかわらず、同条例第3条各号の規定により定められる額とする。

(以下、省略)

○宇治市議会基本条例

平成 23 年 3 月 31 日

条例第 8 号

改正 平成 25 年 2 月 26 日 条例第 18 号

平成 27 年 3 月 31 日 条例第 19 号

平成 30 年 10 月 17 日 条例第 56 号

目次

前文

第 1 章 目的（第 1 条）

第 2 章 議会及び議員の活動原則（第 2 条―第 4 条）

第 3 章 市民と議会の関係（第 5 条―第 8 条）

第 4 章 市長等と議会の関係（第 9 条・第 10 条）

第 5 章 自由討議の拡大（第 11 条）

第 6 章 政務活動費（第 12 条）

第 7 章 議員の定数及び議員報酬（第 13 条・第 14 条）

第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備（第 15 条・第 16 条）

第 9 章 最高規範性（第 17 条・第 18 条）

附則

宇治市民から選挙で選ばれた議員により構成される宇治市議会は議事機関として、同じく市民から選挙で選ばれた宇治市長とともに、宇治市の代表機関を構成する。

宇治市議会及び議員は、二代表制の下、真の地方自治を実現するために、その権能を十分に発揮し市民の信託にこたえる責務がある。

ここに、宇治市議会及び議員は、日本国憲法を遵守する義務を負うことを自覚し、地方自治の本旨に基づき、宇治市議会の基本理念、議員の責務及び活動原則等を定め、市民から選ばれた市民全体の奉仕者であることの誇りを持ち、市民の意向を的確に反映し、市民に開かれ信頼される宇治市議会を築き、全力を挙げて市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するために、この条例を制定する。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、宇治市議会（以下「議会」という。）の基本となる事項を定めることにより、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市政の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、市長及び他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政の運営の監視、評価及び調査を行い、必要な議決をするものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握し市政に反映させるため、市民の代表である議員の自由な論議を尊重し、必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により、市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指し、議会が行う活動へ市民が参加できるように情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等を説明する責任を果たすものとする。

4 議会は、市民に分かりやすい議会運営を行うために、宇治市議会会議規則（昭和32年宇治市議会規則第1号）、宇治市議会委員会条例（昭和32年宇治市条例第12号）及び議会内での申し合わせ事項等について絶えず見直しを行うものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であることを認識し、議員の自由な論議を尊重しなければならない。

2 議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託にこたえるため、政治倫理の向上と確立に努めることとし、政治倫理の基準、政治倫理審査会の設置等については、別に定める。

- 3 議員は、市政全般についての課題、市民の多様な意見等を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表にふさわしい活動をしなければならない。
- 4 議員は、市民全体の福祉の向上を目指して活動をしなければならない。
- 5 議員は、自らの議会活動について、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加と情報の共有)

第5条 議会は、その透明性を高めるために、市民へ議会の活動に関する情報を積極的に公開するものとする。

- 2 議会は、すべての委員会及び全員協議会を始め宇治市議会会議規則に定める協議等の場を原則として公開するものとする。
- 3 議会は、請願の審議においては、請願者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。
- 4 議会は、議会が行う活動に市民が参加できる機会を確保するものとする。

(公聴会制度及び参考人制度)

第6条 議会は、必要に応じて、公聴会制度及び参考人制度を活用するよう努めるものとする。

(議会活動の報告及び市民との意見交換)

第7条 議会は、市民と議会のつどい等の開催により市民への議会活動の報告及び市民との意見交換をするよう努めるものとする。

(議会広報の充実)

第8条 議会は、議会広報紙の発行、インターネット配信等の多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等と議会及び議員の関係)

第9条 議会及び議員は、市長等と常に緊張ある関係を維持し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策立案、政策提言等を通じて、市政の発展に取り組むものとする。

(市長等による提案説明等)

第10条 議会は、市長等から政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）を含む議案が提案されたときは、次の各号に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討
- (3) 総合計画との整合性
- (4) 財源措置
- (5) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、議会で議決すべきものを条例で定めることができる。

第5章 自由討議の拡大

(自由討議の拡大)

第11条 議会は、議案等の審議又は審査においては、議員の自由な論議を尽くさなければならない。

2 議長及び委員長は、論議が積極的に行われるように議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

3 議長及び委員長は、議員相互の自由討議を必要に応じて行うことができる。

第6章 政務活動費

(政務活動費の交付、公開、報告)

第12条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行わなければならない。

2 政務活動費の交付、公開及び報告については、別に条例等で定める。

第7章 議員の定数及び議員報酬

(議員定数)

第13条 議員の定数は、効率的な議会運営の視点からだけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるように定められなければならない。

2 議会は、議員の定数の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見の聴取及び反映に努めなければならない。

3 議員の定数は、別に条例で定める。

(議員報酬)

第14条 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案しつつ、議員の議員活動及び社会生活が保障されるものでなければならない。

2 議会は、議員報酬の改定に当たっては、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮しなければならない。

3 議員報酬は、別に条例で定める。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会の体制整備)

第15条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験者等に調査させることができる。

2 議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修等の充実強化に努めるものとする。

3 議会は、議員の調査研究に資するために、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

(議会事務局の体制整備)

第16条 議長は、議会及び議員活動等を補助する組織として、議会事務局の機能強化に努めなければならない。

第9章 最高規範性

(最高規範性)

第17条 この条例は、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会及び議員の責務)

第18条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の信託にこたえなければならない。

2 議会は、議員の任期期間中にこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

3 議会は、この条例の目的に従い、必要な関係条例等の充実に努めなければならない。

4 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年条例第18号)

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成27年条例第19号)

この条例は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成30年条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

○宇治市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抜粋）

昭和３１年１２月１９日

条例第３０号

（議員報酬）

第１条 議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１） 議長 月額６３５，０００円

（２） 副議長 月額５８５，０００円

（３） 議員 月額５３５，０００円

第２条 議長及び副議長には、その選挙された日から、議員にはその職についた日からそれぞれ議員報酬を支給する。

２ 前項の規定により議員報酬を支給する場合において、その職についた日が月の途中である場合は、日割によつて計算した額を支給する。

第３条 議長等が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散（以下「任期満了等」という。）によりその職を離れたときは、その当月分までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。

（費用弁償）

第４条 議長等が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として宇治市職員旅費条例（昭和２６年宇治市条例第５５号）の適用を受ける職員の例により特級に相当する旅費額を支給する。

（期末手当）

第５条 期末手当は、議長等で６月１日及び１２月１日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職するものに対し、支給する。これらの基準日前１箇月以内の任期満了等によりその職を離れた者（当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

２ 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において議長等が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に１００分の３０を乗じて得た額の合

計額に 100 分の 167.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100 分の 100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60
- (4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項に規定する在職期間の計算及び期末手当の支給制限、支給の一時差止めその他の支給方法は、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和 31 年宇治市条例第 31 号）の適用を受ける職員の例による。

（規則への委任）

第 6 条 この条例の実施に関して必要な事項は、規則で定める。

（以下、附則省略）